

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月28日

【事業年度】 第26期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

【会社名】 Nexus Bank株式会社

【英訳名】 Nexus Bank Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江口 譲二

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 (03)5259-5300(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 正司 千晶

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 (03)5259-5300(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 正司 千晶

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2018年1月	2019年1月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益 (百万円)	382	530	827	3,874	22,075
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	195	247	248	358	4,524
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失( ) (百万円)	124	574	303	82	3,686
包括利益 (百万円)	124	741	138	445	4,216
純資産額 (百万円)	1,411	2,209	2,123	24,178	29,116
総資産額 (百万円)	1,764	2,704	3,006	212,366	261,283
1株当たり純資産額 (円)	47.23	63.04	59.07	21.29	64.61
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失( ) (円)	4.49	17.19	8.68	1.61	22.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	79.9	81.5	68.7	11.4	11.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	13.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	4.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	67	1,395	266	1,452	13,374
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	810	26	37	10	5,279
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	920	1,513	28	87	160
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	628	772	1,029	10,268	18,447
従業員数 (名)	35	37	36	533	530

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 第22期、第23期、第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載を省略しております。第26期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第22期、第23期、第24期及び第25期は、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、自己資本利益率及び株価収益率を記載しておりません。

4. 2018年2月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第24期は、決算期(事業年度末日)を1月31日から12月31日に変更しておりますので実績は2019年2月1日から2019年12月31日の11カ月間の業績数値となっております。

6. 第25期において、連結構成比率における金融業の金額割合が著しく増加したため、これまで「売上高」に含めておりました「営業収益」を区分掲記し、「売上高」についてはその金額割合が僅少となったことにより「営業収益」に含めて表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、第22期、第23期及び第24期の連結財務諸表の組替えを行っております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2018年1月	2019年1月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益 (百万円)	375	270	515	111	1,003
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	51	206	21	250	451
当期純利益又は 当期純損失( ) (百万円)	52	603	4	560	886
資本金 (百万円)	1,337	2,105	2,105	50	414
発行済株式総数					
普通株式 (株)	2,985,000	34,968,800	34,968,800	38,635,500	63,839,300
A種優先株式 (株)	-	-	-	1,700,788	1,700,788
純資産額 (百万円)	1,463	2,233	2,450	23,490	25,099
総資産額 (百万円)	1,783	2,521	2,726	23,824	25,324
1株当たり純資産額 (円)	48.99	63.72	68.40	16.41	39.87
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失( ) (円)	1.91	18.05	0.11	10.97	5.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.0	88.4	87.7	98.3	98.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	3.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	20.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	14	13	10	12	15
株主総利回り (%)	285	123	117	140	91
(比較指標: JASDAQ INDEX グロース) (%)	(283.05)	(185.24)	(203.91)	(148.35)	(154.98)
最高株価 (円)	4,905 370	618	205	196	316
最低株価 (円)	1,049 345	125	103	60	105

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 第22期、第23期、第24期及び第25期は当期純損失が計上されているため、自己資本利益率及び株価収益率を記載しておりません。

3. 第22期、第23期、第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載を省略しております。第26期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 2018年2月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株主総利回りを算定しております。

5. 第24期は、決算期(事業年度末日)を1月31日から12月31日に変更しておりますので実績は2019年2月1日から2019年12月31日の11カ月間の業績数値となっております。

6. 印は、株式分割(2018年2月1日、1株10株)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

8. 第25期より「売上高」を「営業収益」と表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、第22期、第23期及び第24期の財務諸表の組替えを行っております。

## 2 【沿革】

年月	事項
1996年2月	大阪府大阪市北区に株式会社デジタルデザインを設立
1999年7月	オリジナルコンピューターおよび周辺機器の設計を目的とした子会社の株式会社アクアリウムコンピューター（現 株式会社ディーキューブ）を設立
1999年12月	ネットワークアクセス高速化ミドルウェア「Fast Connector®」が大阪市主催の「ベンチャービジネスコンペ大阪'99」において優秀賞受賞
2000年4月	東京オフィスを東京都渋谷区に開設
2000年6月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現 東京証券取引所JASDAQ（グロース））に第一号銘柄として上場
2002年3月	東京オフィスを東京都千代田区に移転
2004年9月	高速通信技術に関する国内特許を取得
2006年1月	東京オフィスを東京都千代田区神田須田町に移転
2006年11月	高速通信技術に関する米国特許を取得
2007年5月	高速通信技術に関する中国特許を取得
2007年11月	子会社である株式会社アクアリウムコンピューターの商号を株式会社ディーキューブへ変更し、不動産仲介および販売代理等の事業を開始
2007年12月	株式会社インテラ・ブレーション（現 DDインベストメント株式会社）の全株式を取得し子会社化
2008年2月	東京オフィスを東京都台東区浅草橋に移転
2008年4月	ネットワークにおけるデータ配信方法に関する特許を取得
2008年11月	資格試験運営サービス事業を展開する株式会社UML教育研究所の株式を取得し子会社化
2010年5月	東京オフィスを東京都千代田区神田司町に移転
2010年9月	パケット圧縮通信技術に関する特許を取得
2011年3月	データ通信方法に関する特許を取得
2012年2月	株式会社リミックスポイントより、捜査支援用画像処理システム「イメージレポーター」および企業向け動画共有サイト構築ソフト「CorporateCAST」を事業移管
2015年11月	子会社である株式会社インテラ・ブレーションをDDインベストメント株式会社へ商号変更し、投資コンサルティング事業を開始
2017年5月	株式会社デジタルデザインをSAMURAI&J PARTNERS株式会社へ商号変更
2017年8月	東京オフィスを東京都港区虎ノ門へ移転
2017年10月	投資銀行事業およびFintech事業を展開しているAIP証券株式会社（現 SAMURAI証券株式会社）の株式を取得し子会社化
2017年11月	子会社であるAIP証券株式会社の全株式を取得し、SAMURAI証券株式会社へ商号変更
	金融・投資事業の拡大に向け、子会社としてSAMURAI ASSET FINANCE株式会社を設立
2018年1月	ITソリューション事業およびシステム受託開発事業を展開している株式会社ヴィオ（現 SAMURAI TECHNOLOGY株式会社）の全株式を取得し子会社化
2018年2月	子会社である株式会社ヴィオ（現 SAMURAI TECHNOLOGY株式会社）を東京都中央区日本橋小伝馬町へ移転
2018年3月	子会社であるSAMURAI ASSET FINANCE株式会社にて貸金業登録（登録番号「東京都知事（1）第31682号」）を取得
2018年5月	本店所在地を東京都港区虎ノ門へ変更
2018年6月	子会社であるSAMURAI ASSET FINANCE株式会社にて宅地建物取引業登録（登録番号「東京都知事（1）第102078号」）を取得
2018年7月	子会社としてシンガポールにSAMURAI CAPITAL SINGAPORE PTE.LTD.を設立
	子会社である株式会社ヴィオをSAMURAI TECHNOLOGY株式会社へ商号変更
2018年9月	子会社であるSAMURAI ASSET FINANCE株式会社を存続会社、株式会社ディーキューブを消滅会社とした当社子会社間での吸収合併を実施
2019年5月	子会社であるDDインベストメント株式会社を解散（同年11月に清算結了）
	子会社であるSAMURAI CAPITAL SINGAPORE PTE.LTD.を解散（同年12月に清算結了）
2019年8月	子会社であるSAMURAI証券株式会社を東京都港区虎ノ門へ移転
2020年3月	子会社である株式会社UML教育研究所を解散（同年6月に清算結了）

年月	事項
2020年11月	SAMURAI&J PARTNERS株式会社をNexus Bank株式会社へ商号変更 株式交換により、クレジットカードに関する業務を展開しているJトラストカード株式会社を子会社化、韓国国内にて貯蓄銀行業を展開しているJT親愛貯蓄銀行株式会社を孫会社化
2020年12月	本店所在地を東京都港区赤坂へ変更 子会社であるJT親愛貯蓄銀行株式会社を大韓民国ソウル特別市チュン区ウルチ路へ移転
2021年1月	子会社であるSAMURAI証券株式会社とSAMURAI ASSET FINANCE株式会社を東京都港区赤坂へ移転 子会社であるJトラストカード株式会社（現 Nexus Card株式会社）東京本社を東京都港区赤坂へ移転
2021年3月	子会社であるSAMURAI TECHNOLOGY株式会社を東京都港区赤坂へ移転
2021年5月	子会社であるJトラストカード株式会社をNexus Card株式会社へ商号変更
2021年6月	SAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社の全株式を譲渡

### 3 【事業の内容】

当社Nexus Bank株式会社及び連結子会社3社（以下、「当社グループ」という。）は、「Fintech事業」、「ITソリューション事業」、「その他」の3つを事業セグメントとしております。

当社グループの事業セグメント別の事業内容は次のとおりであります。

なお、当社グループは、事業セグメントと報告セグメントの区分を同一としており、詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）1．報告セグメントの概要」をご参照ください。

#### （1）Fintech事業

Fintech事業は「国内エリア」「海外エリア」に区分しており、国内エリアでは、個別信用購入あっせん業及び在留外国人や国内の個人を対象としたデポジット（保証金）型クレジットカードによる多様な立替取引サービスの他、スタートアップ企業をはじめとした法人向けの資金調達支援を主な事業内容としております。海外エリアでは、韓国国内において貯蓄銀行業（個人・企業の貯蓄を引き受けることを主目的とする金融機関）を展開し、個人向けの中金利貸付や企業向けの投融資活動を主な事業内容としております。

（主な関連会社）

Nexus Card株式会社、JT親愛貯蓄銀行株式会社

#### （2）ITソリューション事業

「ミドルウェアソリューション」の主力製品である「Fast Connector」シリーズの販売・保守サービスの提供、SES（システムエンジニアリングサービス）や受託開発をはじめとする「ITソリューション」の提供を主な事業内容としております。

（主な関連会社）

SAMURAI TECHNOLOGY株式会社

#### （3）その他

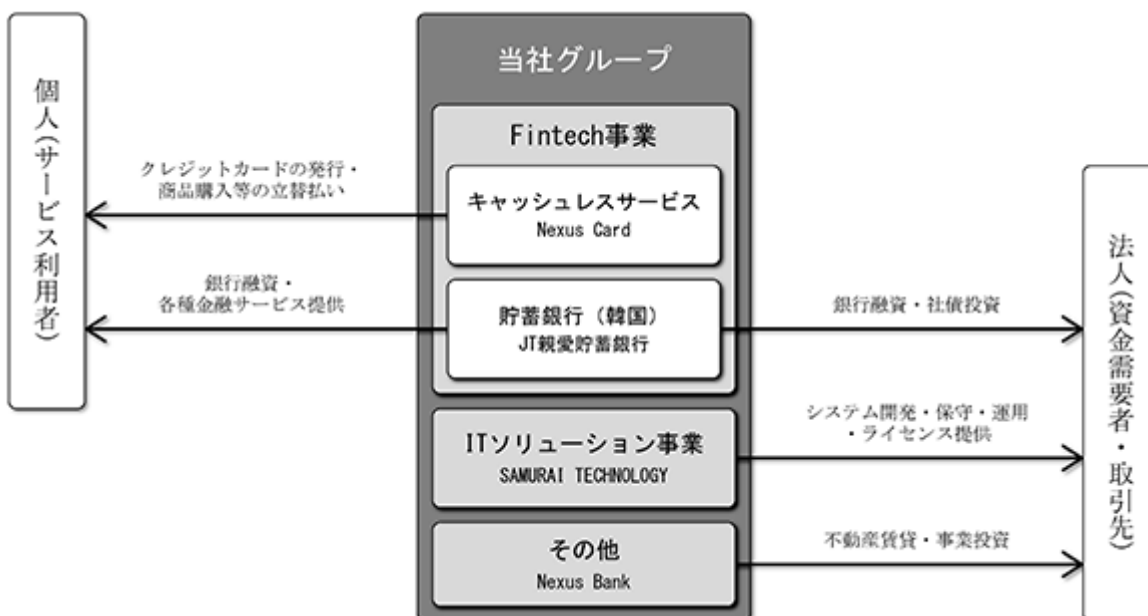
自己資金による投資及び保有する賃貸不動産の賃貸事業を主な事業内容としております。

なお、当連結会計年度におきましてはその他にも2021年6月に実施した株式譲渡に伴い、前連結子会社との取引の一部をその他の収益として計上しております。

（主な関連会社）

当社

以上に述べた事業の系統図は次のとおりであります。



また、主な関係会社の異動は、以下の通りであります。

2021年6月24日付にてSAMURAI FINANCIAL HOLDINGS株式会社と株式譲渡契約を締結し、同日付でSAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社を連結子会社から除外しております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
SAMURAI TECHNOLOGY株式会社 (注2, 3)	東京都港区	60	受託開発、ライセンス販売・ 保守	100.0	-
Nexus Card株式会社 (注2, 3)	宮崎県宮崎市	90	クレジットカード販売・管 理、割賦販売斡旋、金銭貸 付、タクシー乗車チケット販 売業、宅地建物取引業	99.96	役員の兼任 1名
JT親愛貯蓄銀行株式会社 (注2, 3, 4)	大韓民国 ソウル特別市	71,700 百万ウォン	韓国国内における貯蓄銀行業 (預金の預かり、資金貸付、 手形割引等)	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名

- (注) 1. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。  
 2. 特定子会社であります。  
 3. 有価証券届出書及び有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 4. 営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社はFintech事業セグメントの営業収益に占める営業収益の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。  
 5. SAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社は2021年6月24日付にて当社が保有する全株式を譲渡し、連結子会社から除外しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
Fintech事業	500
ITソリューション事業	16
全社(共通)	14
合計	530

- (注) 1. 従業員数は、子会社への出向者(3名)を含む就業人員数であります。  
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## (2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
15	38.1	3.4	6,394

セグメントの名称	従業員数(名)
Fintech事業	1
ITソリューション事業	-
全社(共通)	14
合計	15

- (注) 1. 従業員数は、子会社への出向者(3名)を含まない就業人員数であります。  
2. パートタイマー及びアルバイトは除いております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## (3) 労働組合の状況

提出会社では労働組合は組織されておりませんが、当社グループの韓国において、全国事務金融サービス労働組合に加盟しているJT親愛貯蓄銀行支会があります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社が判断したものであります。

#### 1. 経営方針

当社グループは、『「人の想い」と「お金」をつなぎ新しい世界を創る』ことを目指し、既存事業である「韓国貯蓄銀行業」「キャッシュレスサービス」「ITソリューション」に加え、「スタートアップ」「エンタメ・コンテンツ」「日韓ビジネス」をテーマとした新たな事業領域の開拓に向けた投資活動を進めていくことを事業方針（以下、「6つの事業領域の成長戦略」といいます。）とし、取り組んでまいりました。

#### 2. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、6つの事業領域の成長戦略の実現に向けた取り組みを着実に推進することが必要であると認識しております。

今後は、新たな事業領域の開拓加速に向けた体制を再構築し、2023年度における業績目標（営業収益240億円、営業利益50億円）の達成に向けて取り組んでまいります。

#### 3. 会社の対処すべき課題

当社グループでは、上記「2. 中長期的な会社の経営戦略」で記載の通り、6つの事業領域の成長戦略の実行及び実現に向け、着実な推進が必要であると認識しておりますので、業績目標の達成に向け取り組んでまいります。

### 2 【事業等のリスク】

当社グループは、事業の性質上、様々なリスクにさらされており、これらのリスクは将来の当社グループの財政状態及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

以下に、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、当社グループの事業遂行上発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

なお、文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社が判断したものであります。

#### 1. 事業環境に関するリスク

##### （1）市場環境や不動産評価等の変動等に係るリスク

当社グループは、個人や企業への投融資活動や不動産賃貸等を通じて収益を得ることを業務としております。このため、当社の予想を超えて市場環境や不動産評価等が悪化した場合には、信用コストの増加や保有資産の価値の下落等に伴い、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### （2）為替変動に係るリスク

当社グループは、海外において事業を展開しており、資産、負債、収益及び費用を含む現地通貨建ての項目については連結財務諸表の作成時に円換算するため、為替相場が当社の予想を超えて大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### （3）国際情勢に係るリスク

当社グループは、海外において事業を展開していることから、所在国における法律・規制の変更や、予期せぬ政治・経済の不安定化及びテロ・戦争・その他社会的混乱や大規模な自然災害等が実際に発生した場合、当社グループの事業活動が期待どおりに展開できない、若しくは事業の継続が困難となり、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 事業戦略に関するリスク

### (4) 投資環境に係るリスク

当社グループの経営成績や財政状態は、世界各国の株式市場の影響を受けることになり、世界経済が不況に陥った場合、投資先企業の業績不振が当社グループの投資資産価値の減価につながる可能性があります。

また、投資資金を回収する局面において、株式市場が活況でない場合や、地震、火災、テロ、戦争等の災害並びに新型コロナウイルスなどの感染症（コロナウイルス等）の発生により経済環境が低迷した場合は、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 法的規制に係るリスク

当社グループが行う事業につきましては、韓国の貯蓄銀行法、金融商品取引法・貸金業法・割賦販売法等による規制を受けております。しかしながら、今後、これらの法令等の解釈の変更及び改正が行われた場合、また、当社グループが行う事業を規制する法令等が新たに制定された場合には、事業内容の変更や新たなコスト発生等により、当社グループの業績及び今後の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが取得している以下の許認可（登録）及び貸金業法にかかる貸金業登録、割賦販売法にかかる個別・包括信用購入あっせん業者登録につき、当連結会計年度末現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はないことを認識しておりますが、今後、欠格事由または取消事由に該当する事実が発生し、許認可（登録）取消等の事態が発生した場合には、当社グループの事業に支障をきたすと共に業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 貸倒に係るリスク

当社グループは、与信管理に留意しているものの、財務基盤が万全でない企業と取引を実施し不測の事態で破綻等が発生した場合及び融資先企業からの返済が遅延又は不能の事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) システム開発に係るリスク

当社グループは、システム受託開発を行っておりますが、複雑化・短納期化するシステムの開発においては、計画どおりの品質を確保できない場合や、開発期間内に完了しないことによるコスト増大の可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 情報ネットワーク及びセキュリティに係るリスク

当社グループは、事業を展開する上で、顧客及び取引先の機密情報や個人情報、また、当社グループの機密情報や個人情報を有しております。コンピューターウイルス、不正アクセス、人為的過失、あるいは顧客システムの運用障害等の理由により、これら機密情報の漏洩や改ざん等が発生した場合、損害賠償請求や当社グループの信用失墜の事態を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (9) 人材の確保および育成に係るリスク

当社グループの営む事業は、金融およびITの分野において、高い専門性と豊富な経験を有する人材により成り立っており、今後の事業展開において有能な人材の確保・育成が計画どおりに実現できなかった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の確保・育成が順調に行われた場合でも、採用・研修に係るコスト、人件費等の固定費が増加することが想定され、当該コストに見合う収益の成長がない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (10) 主要な経営者の退任、事業活動に不可欠な人材の流出に係るリスク

当社グループの経営者は、高い専門性と豊富な経験を有する人材であるため経営者への依存度が高くなっております。事業継続のため後継者育成等に努めておりますが、主要な経営者が退任となった場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

同様に、当社グループは優秀な人材に業務が集中する傾向にあり、事業活動に不可欠な人材が流出した場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

### (11) 自然災害や疫病に係るリスク

当社グループでは、大規模な地震、津波、台風等の自然災害や、疫病等の発生時における、緊急連絡並びに時差出勤・在宅勤務の実施など、迅速かつ円滑に対処ができる体制整備を行っておりますが、役職員への人的被害又は顧客への被害があった場合や、当社グループが保有する不動産や設備等への物理的な損害、災害及び疫病等に起因する社会的要請等があった場合には、当社グループの事業運営並びに業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 反社会的勢力に係るリスク

当社グループでは、反社会的勢力の排除を徹底するため、調査会社との契約やチェック体制の強化を図っておりますが、不測の事象が発生した場合、当社のレピュテーションに悪影響を与える可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績及び財政状態の状況

##### a. 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として経済活動が大きく抑制され、先行きが不透明な状態が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、『「人の想い」と「お金」をつなぎ新しい世界を創る』ことを目指し、6つの事業領域の成長戦略に取り組んでまいりました。

#### 6つの事業領域の成長戦略



新たな事業領域の開拓に向けた事業投資としましては、グループ横断での取組みにより、グループシナジーの最大化に向け注力してまいりました。

##### [スタートアップ企業への投融資]

創業期～成長期のスタートアップ企業がかかえる様々な「悩み」に対し、デット（融資）とエクイティ（出資）双方のアプローチによる柔軟なファイナンスプランの提供を行っております。2021年8月には、第1号案件として、ジェンダーレス社会の実現を目指すオイテル株式会社とNexus Card株式会社が極度枠融資契約を締結しております。

##### [エンタメ・コンテンツ領域への投資]

映画や音楽など、様々なテーマのエンタメ・コンテンツに対して投資を行うことにより、新たな企画の立ち上げや海外アーティストの日本進出などの応援を行っております。2021年9月には、第1号案件として、新鋭男性韓国アイドルグループ「BLACK LEVEL」の日本専属マネジメント契約を締結し、日本の芸能活動をサポートしております。

当連結会計年度の業績につきましては、2020年11月に連結子会社化した2社の業績を年間を通じて計上したことにより、営業収益22,075百万円（前年同期比469.7%増）と大幅な増収となり、このうち国内営業収益は694百万円、海外営業収益は21,380百万円となっており、海外比率は96.9%です。

利益につきましても、営業利益4,522百万円（前期の営業利益375百万円）、経常利益4,524百万円（前期は経常利益358百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益3,686百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純損失82百万円）と大幅な増益となりました。

## b. 事業セグメント別の状況

### (a) Fintech事業

Fintech事業は「国内エリア」「海外エリア」に区分しております。

#### <国内エリア>

国内エリアは、Nexus Card株式会社がキャッシュレスサービスをテーマに在留外国人及び国内個人向けのデポジット型クレジットカード、個別信用購入あっせん業並びにスタートアップ企業をはじめとした法人向けの資金調達支援サービスを展開しております。

デポジット型クレジットカードにつきましては、2021年5月1日の商号変更を機に、新たに刷新した「Nexus Card」のブランド認知度向上と新規利用者の獲得を図る為、現在先行投資段階にあり、Web広告やSNS広告などを中心に積極的なプロモーション活動を実施してまいりました。

その他、セキュリティ向上の為、より安全なサービス提供を実現すべく、本人認証サービス（3Dセキュア対応）を2021年9月17日より導入いたしました。

個別信用購入あっせん業におきましては、既存加盟店との連携の強化に加え、新規加盟店獲得に向けた営業活動に注力してまいりました。その結果、新たに16社の新規加盟店の獲得を図れているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により主要加盟店における取扱高及び債権残高は減少しております。

また、新たなサービスとして開始したスタートアップ企業をはじめとした法人向け資金調達支援サービスにおきましては、第1号案件としてジェンダーレス社会の実現を目指すオイテル株式会社と極度枠融資契約を締結しております。

以上の結果、国内エリアの営業収益449百万円（前年同期比41.6%増）、営業損失139百万円（前期の営業損失は78百万円）となりました。

#### <海外エリア>

海外エリアは、JT親愛貯蓄銀行株式会社が韓国において貯蓄銀行業を展開しております。

韓国国内における総量規制や上限金利規制をはじめとした金融業界の貸付規制強化が継続される中、徹底した顧客分析により優良企業向けの無担保貸付や、有価証券投資及び中金利帯の個人向け無担保貸付を中心に新規貸付が増加したことにより、同社の2021年12月末貸付残高は212,857百万円と堅調に推移いたしました。

その結果、当事業年度末には成長性、収益性、健全性の全ての面において当初の事業計画目標を達成いたしました。2022年12月期にもコロナ禍の長期化及び金融規制の強化が続くと予想されますが、先制的なリスク管理で健全性を向上するとともにサステナブルな成長に向けて運営の効率化を図り、収益性を確保することに注力してまいります。

また、Fintech技術を活用した金融事業の競争力強化を図るべく、消費者貸付システムフレームワーク及び対外連携システムの高度化、情報系報告書(MIS、EIS)システムの高度化、老朽化したセキュリティシステム(ファイアウォール、本店/支店VPN装備)の交換、サーバー及びネットワークアカウント管理システムの構築、マイデータ参加機関サービスの構築、デジタル窓口業務の構築、非対面自動貸付サービスの活性化、ワンストップ書類提出サービスの開始などによる貸付申込及び審査の効率化・高度化をはじめ、安定したシステム運営とシステムセキュリティの強化に向けて継続的なIT投資を行ってきております。

以上の結果、海外エリアの営業収益は21,380百万円(前年同期比551.0%増)、営業利益5,146百万円(前年同期比632.6%増)となりました。

これらの結果、Fintech事業の業績は、セグメント営業収益21,830百万円（前年同期比506.1%増）、セグメント利益5,007百万円（前年同期比702.8%増）となりました。

### (b) ITソリューション事業

ITソリューション事業は「ミドルウェアソリューション」「システム開発ソリューション」に区分しておりま

す。

#### <ミドルウェアソリューション>

ミドルウェアソリューションでは、主力製品である「Fast Connector」シリーズを中心に、DX化におけるサーバー更改を行う企業様にアプローチを行い、新規顧客の獲得に注力いたしました。その結果、DBデータ連携ソフトウェア「Fast Connector」につきましては中堅電機会社等からライセンスの新規受注を獲得いたしました。

また、以前より取り組んでおりますバージョンアップ（IoT対応）に対しては、業務用ハンディ端末を取り扱っている大手メーカーのご協力により、Windows 10 IoT Enterpriseに対応した機器の提供を受け、対応版をリリースする準備に入りました。引き続きWindows 11並びにAndroidの最新版に対してのバージョンアップにも対応してまいります。

その他、保守サポートの年間契約につきましても、堅調に推移をしております。

今後につきましては、「Fast Connector」シリーズの各製品に対して、最新のOS並びにデータベースにも対応したバージョンアップ等を行い、製品の信頼性を上げ更なる新規顧客の獲得に向け注力してまいります。

#### <システム開発ソリューション>

システム開発ソリューションでは、コロナ禍の状況においても企業の底堅いIT投資を背景に堅調に受注を獲得しております。

システム開発案件に関しましては、業務効率化支援システムにおいて大手建設コンサルタント等からの新規受注を獲得いたしました。

既存顧客につきましては、大手印刷会社向け画像データ・アーカイブ・システム改修、及び医療統計システム開発を受注いたしました。

また、景気の影響を受けにくい運用保守案件におきましては、順調に継続的受注が積み上がり、堅調に推移をしております。

プラットフォーム開発につきましては、2021年5月14日付「当社連結子会社によるシステム共同販売のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、不動産投資型クラウドファンディングシステム（gro-funding pro）のライセンス販売を開始し、新規受注を獲得いたしました。

その他、プラットフォーム開発案件へのリソース集中に伴い営業費用が拡大してはりましたが、当該案件は2021年11月にシステムのローンチを行っております。

なお、2021年当初よりリソース集中に伴い、新規受注の獲得が減少してはりましたが、システムをローンチしたことにより、今後は新規受注獲得に向け注力してまいります。

以上の結果、ITソリューション事業の業績は、セグメント営業収益184百万円(前年同期比16.4%減)、セグメント利益20百万円(前年同期比52.4%減)となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、18,447百万円（前連結会計年度末残高は10,268百万円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその主な増減要因は以下のとおりであります。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は、13,374百万円（前連結会計年度は1,452百万円の獲得）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益が5,252百万円と前年同期に比べ5,031百万円の改善となりましたこと、営業貸付金の増加額32,535百万円による資金の減少、及び銀行業における預金の増加額42,003百万円による資金の増加等によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は、5,279百万円（前連結会計年度は10百万円の獲得）となりました。

これは主に、有価証券の取得による支出8,390百万円による資金の減少、有価証券の償還による収入2,915百万円による資金の増加、及び貸付金の回収による収入1,400百万円による資金の増加等があったためであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は、160百万円（前連結会計年度は87百万円の使用）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出767百万円による資金の減少及び株式の発行による収入722百万円による資金の増加等があったためであります。

## (3) 生産、受注及び販売の状況

## 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業	98	21.4
合計	98	21.4

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. Fintech事業及びその他においては、生産活動を行っておりません。

3. 金額は、製造原価によります。

## 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業	191	17.1	49	1.0
合計	191	17.1	49	1.0

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、販売価格によります。

3. ITソリューション事業以外の事業セグメントにおいては、金融業及びテナント賃貸業を行っているため記載しておりません。

## 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
Fintech事業	21,830	506.1
ITソリューション事業	184	16.4
その他	60	16.6
合計	22,075	469.7

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手はおりません。

## (4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社が判断したものであります。

## 重要な経営方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。当社グループの経営陣は、連結財務諸表の作成に際して、決算日における資産・負債の報告値及び報告期間における費用の報告値に影響を与える見積り及び仮定設定を行う必要があります。経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

連結財務諸表を作成するにあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

## 財政状態の分析

## a. 資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末における総資産は、261,283百万円(前連結会計年度末比48,916百万円増)となりました。

流動資産は、256,059百万円(前連結会計年度末比48,374百万円増)となりました。これは主に現金及び預金が28,289百万円(前連結会計年度末比9,441百万円増)、銀行業における有価証券が20,945百万円(前連結会計年度末比5,911百万円増)、営業貸付金が213,083百万円(前連結会計年度末比35,637百万円増)となったこと等によるものであります。

固定資産は、5,223百万円(前連結会計年度末比541百万円増)となりました。これは主に有形固定資産が2,296百万円(前連結会計年度末比87百万円減)、無形固定資産のうち、のれんが14百万円(前連結会計年度末比6百万円減)、ソフトウェアが514百万円(前連結会計年度末比51百万円減)、投資その他の資産のうち、差入保証金が700百万円(前連結会計年度末比195百万円減)及び出資金が1,147百万円(前連結会計年度末比805百万円増)によるものであります。

流動負債は、229,543百万円(前連結会計年度末比43,731百万円増)となりました。これは主に銀行業における預金が224,165百万円(前連結会計年度末比46,448百万円増)、匿名組合預り金が前連結会計年度末に比して1,240百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、2,622百万円(前連結会計年度末比247百万円増)となりました。これは主にリース債務が929百万円(前連結会計年度末比167百万円減)、長期預り保証金が323百万円(前連結会計年度末比210百万円増)、繰延税金負債が526百万円(前連結会計年度末比297百万円増)となったこと等によるものです。

純資産は、29,116百万円(前連結会計年度末比4,938百万円増)となりました。

## 経営成績の分析

セグメント別の経営成績の状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績及び財政状態の状況」に記載しております。

## a. 営業収益

当連結会計年度における営業収益は22,075百万円（前連結会計年度は3,874百万円）となりました。

## b. 営業費用、販売費及び一般管理費

当連結会計年度における営業費用は10,709百万円（前連結会計年度は1,901百万円）となりました。

また、販売費及び一般管理費は6,843百万円（前連結会計年度は1,597百万円）となり、営業収益に対する割合は31.00%であります。主な内訳は給料手当2,922百万円、支払手数料807百万円であります。

## c. 営業利益

当連結会計年度における営業利益は4,522百万円（前連結会計年度は営業利益375百万円）となり、営業収益に対する割合は20.49%であります。

## d. 営業外収益

当連結会計年度における営業外収益は30百万円（前連結会計年度は5百万円）となり、営業収益に対する割合は0.14%であります。

## e. 営業外費用

当連結会計年度における営業外費用は28百万円（前連結会計年度は22百万円）となり、営業収益に対する割合は0.13%であります。

## f. 特別利益

当連結会計年度における特別利益は754百万円（前連結会計年度は11百万円）となり、営業収益に対する割合は3.42%であります。

## g. 特別損失

当連結会計年度における特別損失は2百万円（前連結会計年度は49百万円）となり、営業収益に対する割合は0.01%であります。

## キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## 資本の財源及び資金の流動性についての分析

事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、短期運転資金の調達につきましては、自己資本を基本としております。

## 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しにつきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

各セグメントにおける取組み及び見通しにつきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 株式譲渡契約

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、SAMURAI FINANCIAL HOLDINGS株式会社へSAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社の全株式を譲渡することを決議し、同日付で両社の間で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

##### (2) 株式交換契約

当社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は186百万円であり、その主なものは、JT親愛貯蓄銀行株式会社の本社移転に伴う内装工事であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積(m <sup>2</sup> ))	器具備品	合計	
本社 (東京都港区)		本社事務所	62	-	17	79	15
賃貸用不動産 (大阪府大阪市)	その他	賃貸設備等	130	442 (104.09)	0	573	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

##### (2) 在外子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	器具備品	使用権資産	ソフト ウェア	合計	
JT親愛 貯蓄銀行 株式会社	韓国本社 (大韓民国 ソウル特別市) 他各営業所	Fintech 事業	本社及び 営業所	197	245	1,152	444	2,039	469

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	161,985,152
A種優先株式	1,800,000
計	161,985,152

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式161,985,152株、A種優先株式1,800,000株となっております。なお、合計では163,785,152株となりますが、発行可能株式総数は161,985,152株とする旨を定款に規定しております。

## 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	63,839,300	63,839,300	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
A種優先株式	1,700,788	1,700,788		(注) 2
計	65,540,088	65,540,088		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使及びA種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式は、2020年9月23日開催の取締役会の決議及び2020年10月30日開催の臨時株主総会の決議により2020年11月1日に発行いたしました。

A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 剰余金の配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の剰余金の配当を行う。また中間配当を行うときも同様とする配当を行う。

$$\text{配当すべき剰余金の額} = \text{普通株式1株あたりの配当額} \times \frac{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}}{\text{当該配当実施時点における転換価額}}$$

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。また、分配後にもなお残余財産があるときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の金銭を支払う。

$$\text{分配すべき残余財産の額} = \text{普通株式1株あたりの分配額} \times \frac{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}}{\text{当該分配実施時点における転換価額}}$$

(4) 現金対価の取得請求権（償還請求権）

A種優先株主またはA種優先株式質権者は、当社に対し金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができない。

(5) 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

転換請求権の内容

A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当社に対し本項及びに定める条件で、普通株式を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができる。なお、転換請求は、転換請求をした日における当社の発行可能株式総数の範囲内とし、発行可能株式総数を超える部分については転換請求がなされなかったものとみなす。

転換請求権の行使制限

前項の定めにかかわらず、A種優先株主は、当社の取締役会の承認なくして、転換請求を行った後に当該A種優先株主が保有することとなる普通株式の議決権割合（当社の全ての普通株式（自己株式を除く。）に係る議決権の数に対する、当該A種優先株主及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項で定義されるものをいう。）が保有する普通株式に係る議決権の数の割合をいう。）が15%以上となる転換請求を行うことはできない。当該承認なく転換請求が行われた場合は、上記の議決権割合を超過することとなる部分に係る転換請求は無効とする。ただし、当社の普通株式につき、株式会社東京証券取引所において上場廃止が決定されたときは、本に定める制限は、将来に向かってその効力を失うものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

- ・ 当社は、A種優先株主が転換請求を行った場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得すると引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する。
- ・ なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株式1株当たりの払込金額} \times \text{転換請求が行われたA種優先株式の数}}{\text{転換価額}}$$

・ 転換価額

当初転換価額は、127円とする。

・ 転換価額の調整

- ア．当社は、A種優先株式の発行後、以下のイに掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下のイ a から e までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日をいう。以下において同じ。）における当社の発行済普通株式数から算定基準日における当社の有する普通株式数を控除し、更に、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換または行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下のイに基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下のイ e に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（イ a の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（イ d の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には基準日）における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下のイ a、b 及び d の場合は0円とし、イ c の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。）、イ e の場合はイ f で定める対価の額とする。

- イ．転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 普通株式の株式分割をする場合  
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- b. 普通株式の無償割当てをする場合  
調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- c. 以下のウbに定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）  
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合には当該払込期間の最終日とする。以下において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 普通株式の併合をする場合  
調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- e. 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下のウbに定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、またはウbに定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）  
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）が交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- f. 上記eにおける対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払いがなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ウa. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り捨てる。
- b. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）とする。
- エ. 上記イに定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- a. 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部もしくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。
- b. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- c. その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。
- オ. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本オにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- カ. 上記アないしオにより転換価額の調整を行う場合、当社は、予め書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに当該通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。
- キ. 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講じる。

転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記に記載する転換請求受付場所に到着したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(6) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- (7) 株式併合または分割  
 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (8) 譲渡制限  
 A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、担保提供された株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。また、A種優先株主は、当社に対し、当該譲渡の承認請求を行うにあたり、会社法第138条第1号ハの請求を行うことができる。  
 前号の取締役会の承認なくしてA種優先株式が譲渡された場合、当該譲渡されたA種優先株式の転換請求権は失効するものとする。
- (9) 担保制限  
 A種優先株式を担保に供するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。当該取締役会の承認なくして担保に供されたA種優先株式の転換請求権は失効するものとする。
- (10) 種類株主総会の決議  
 定款において、会社法第322条2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（ストックオプション等関係）」に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第15回新株予約権	
決議年月日	2019年3月27日
新株予約権の数（個）	307,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,700,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり140円（注）
新株予約権の行使期間	2019年5月7日から2024年5月6日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価格 141.4 資本組入額 70.7
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。 2. 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2022年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額は初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。





## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2018年2月1日 (注) 1	普通株式 26,865,000	普通株式 29,850,000				
2018年6月1日 (注) 2	普通株式 1,785,700	普通株式 31,635,700	249	1,587	249	599
2018年2月1日～ 2019年1月31日 (注) 3	普通株式 3,333,100	普通株式 34,968,800	518	2,105	518	1,118
2020年11月1日 (注) 4	A種優先株式 1,700,788	普通株式 34,968,800 A種優先株式 1,700,788		2,105	21,600	22,718
2020年12月1日 (注) 5			2,055	50		
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注) 6	普通株式 3,666,700	普通株式 38,635,500 A種優先株式 1,700,788	0	50	0	22,718
2021年3月29日 (注) 7				414	22,718	364
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 8	普通株式 25,203,800	普通株式 63,839,300 A種優先株式 1,700,788	364	414	364	364

- (注) 1 . 2018年2月1日をもって1株を10株に株式分割し、発行済株式総数が26,865,000株増加しております。
- 2 . 2018年5月10日開催の取締役会決議に基づく、有償第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加であります。
- 発行価格 280円  
資本組入額 140円  
主な割当先 田口茂樹
- 3 . 2018年2月1日から2019年1月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が3,333,100株、資本金が518百万円及び資本準備金が518百万円増加しております。
- 4 . 2020年11月1日付で実施したJトラストカード株式会社(現 Nexus Card株式会社)との株式交換によるものです。なお交換比率は以下のとおりであります。

	当社	Jトラストカード 株式会社
株式交換比率		
Jトラストカード普通株式	1	1.26832
Jトラストカード第二種優先株式	1	7.57156

- 5 . 2020年9月23日開催の取締役会の決議及び2020年10月30日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2020年12月1日付で減資の効力が発生し資本金2,055百万円が減少しております。
- 6 . 2020年1月1日から2020年12月31日までの間に、新株予約権の行使及びA種優先株式の転換により発行済株式総数が3,666,700株、資本金が0百万円及び資本準備金が0百万円増加しております。
- 7 . 2021年3月29日開催の第25期定時株主総会の決議及び会社法第452条の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
- 8 . 2021年1月1日から2021年12月31日までの間に、新株予約権の行使及びA種優先株式の転換により発行済株式総数が25,203,800株、資本金が364百万円及び資本準備金が364百万円増加しております。
- 9 . 2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使及びA種優先株式の転換により増加した株数は含まれておりません。

## (5) 【所有者別状況】

## 普通株式

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	27	63	31	60	11,260	11,443	
所有株式数(単元)		7,859	38,923	214,031	4,121	5,130	368,270	638,334	5,900
所有株式数の割合(%)		1.23	6.10	33.53	0.65	0.80	57.69	100.00	

(注) 上記「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が50単元含まれております。

## A種優先株式

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1			1	2	
所有株式数(単元)				1,463,702			237,086	1,700,788	
所有株式数の割合(%)				86.06			13.94	100.00	

(注) 上記「個人その他」の欄には、自己株式237,086単元を記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
Jトラスト株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号	10,963,702 (1,463,702)	16.78
株式会社オータス	東京都品川区西五反田7丁目17番7号	9,401,000	14.39
寺井 和彦	兵庫県宝塚市	3,417,900	5.23
NLHD株式会社	東京都港区南麻布4丁目5番48号	1,100,000	1.68
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,050,131	1.60
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	994,000	1.52
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	782,200	1.19
神林 忠弘	東京都新宿区	760,000	1.16
三田 幸彦	栃木県足利市	420,000	0.64
園崎 義雄	広島県広島市佐伯区	400,000	0.61
計		29,288,933 (1,463,702)	44.85

- (注) 1. 「所有株式数」欄の(内書)は、A種優先株式であります。
2. 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」欄は普通株式及びA種優先株式の自己株式を除いた割合であります。
3. 前事業年度末現在主要株主であった藤澤信義氏は、当事業年度末では主要株主でなくなり、株式会社オータスが新たに主要株主になりました。
4. 2021年11月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Jトラスト株式会社が2021年11月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記所有株式数別大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書による記載内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
Jトラスト株式会社	東京都港区虎ノ門 1丁目7番12号	27,383,702	33.41

## 所有議決権数別

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
Jトラスト株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号	95,000	14.88
株式会社オータス	東京都品川区西五反田7丁目17番7号	94,010	14.72
寺井 和彦	兵庫県宝塚市	34,179	5.35
NLHD株式会社	東京都港区南麻布4丁目5番48号	11,000	1.72
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	10,501	1.64
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	9,940	1.55
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	7,822	1.22
神林 忠弘	東京都新宿区	7,600	1.19
三田 幸彦	栃木県足利市	4,200	0.65
園崎 義雄	広島県広島市佐伯区	4,000	0.62
計		278,252	43.59

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,700,788		(1) 株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,833,400	638,334	
単元未満株式	普通株式 5,900		
発行済株式総数	普通株式 63,839,300 A種優先株式 1,700,788		
総株主の議決権		638,334	

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数50個が含まれておりません。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	200,438	
当期間における取得自己株式		

(注) A種優先株主の転換請求を受け、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式100株を交付しております。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己株式					
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式					
その他(-)					
保有自己株式数	A種優先株式	237,086		237,086	

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、毎年6月30日を中間配当の基準日とする旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらずに取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

なお、今後、将来における企業成長に繋がる投資を積極的に行ってまいりますので、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

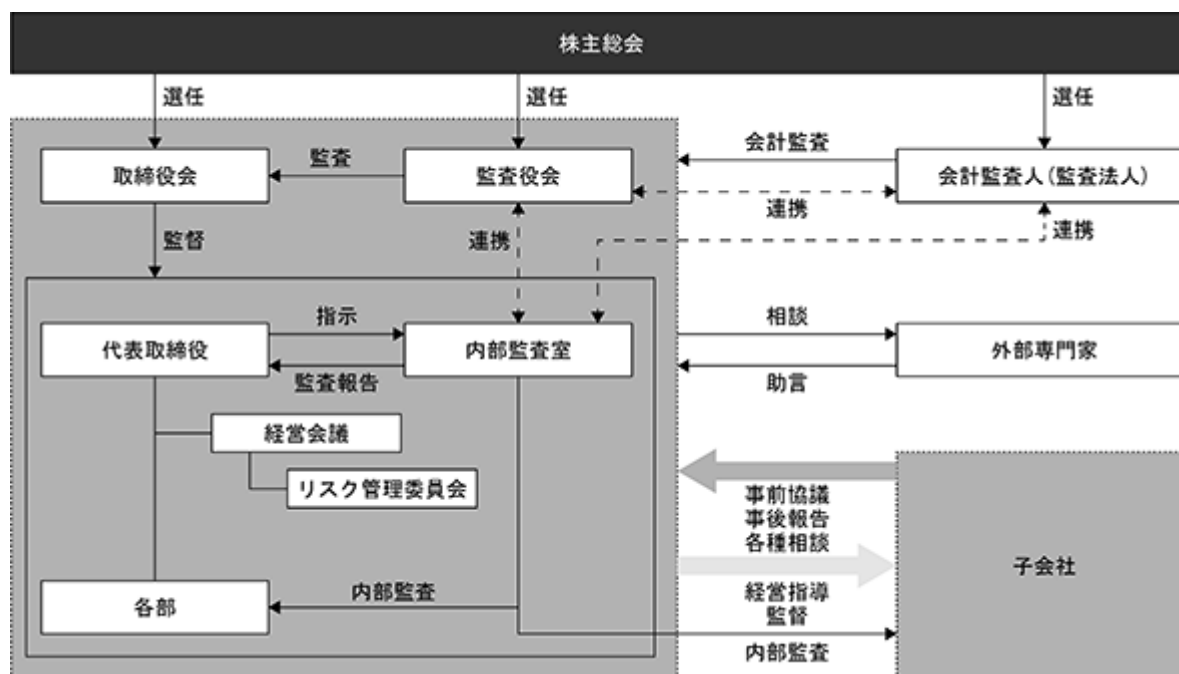
当社は、企業価値向上のため、また、ステークホルダーに対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけており、社会的責任を果たすことが長期的な業績向上や持続的成長といった目的に整合すると考えております。

そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、この社会的責任を果たすことができるものと考えております。

当社では、事業活動の適法性、適切性を確保するための経営の監督・監視機能の必要性を十分に認識しており、取締役会の経営監視機能の活性化、社外監査役のモニタリングの強化、コンプライアンス体制の強化及び情報開示の徹底に取組み、取締役・監査役を中心とした経営統治機構の整備・運用を進めることで有効なコーポレート・ガバナンスを機能させるよう努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

本書提出日現在における当社の経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



#### ・企業統治の体制の概要

##### a. 取締役会

当社では、経営の執行に関し、迅速な経営判断を行うため取締役5名で構成しており、定時取締役会を原則、月1回開催し、必要に応じて臨時で取締役会を開催しております。

取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか、重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を決議しております。

議長：代表取締役社長 江口譲二

構成員：専務取締役 正司千晶、取締役 久保広晃、社外取締役 大橋俊明、社外取締役 水上慶太

##### b. 監査役・監査役会

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名で構成された監査役会を設置しております。監査役会は、原則、3カ月に1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査室と積極的に情報交換を行い、緊密な連携をとっております。

議長：常勤社外監査役 三上嗣夫

構成員：社外監査役 水野泰輔、社外監査役 吉田桂公

c．経営会議

当社では、業務執行に関する重要事項を審議・決議し、併せて重要な日常業務の報告を行うための経営会議を設け、原則、月1回開催しております。

経営会議は、代表取締役及び常勤取締役の全員をもって構成しております。

また、管理監督職の中から適任者を選定し、経営会議の決議により構成メンバーに加えることを可能としております。

議長：代表取締役社長 江口譲二

構成員：専務取締役 正司千晶、取締役 久保広晃

その他議長が会議の進行のために必要と認めた部室長

d．内部監査

内部監査については、独立した組織として内部監査室を設置し、専任の内部監査担当者1名が内部監査年度計画に沿って、当社グループ全体を範囲とした監査を実施しております。内部監査結果は、経営会議及び対象部署関係者に対して報告され、改善の必要性がある項目については、改善指示を行っております。

最終的に取り纏められた内部監査報告は、取締役会及び監査役会に報告され、適宜、会計監査人と打合せを行っており、監査効率の向上を図っております。

e．リスク管理委員会

リスク管理委員会は、会社全体に係るリスク管理について検討及び審議を行ない、当該審議の内容及び結果を取締役に報告しております。リスク管理委員会は、経営会議構成メンバーと同一となっております。

f．内部統制システムの整備及びリスク管理体制の状況

当社は、会社法の規定に従い、取締役会等により職務の執行が効率的に行われ、法令・定款に適合することを確保するための体制の整備及び運用の徹底に努めております。監査役、内部監査室担当者が、法令・社内規程等の遵守状況を確認するとともに、内部監査室担当者が内部監査を実施しております。

また、「コンプライアンス規程」や「リスク管理規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理については、企業の社会的責任を自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

g．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、職務執行に係る重要な事項の報告を義務付ける等、指導、監督を行っております。

また、当社監査役及び内部監査室は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか等の監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しています。



・企業統治の体制を採用する理由

当社の企業統治体制は、経営判断の迅速性及び経営の効率化を確保しながらも、取締役相互間の監査体制に実効性を持たせております。また、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査し牽制する機能として、社外監査役による取締役会への出席、意見陳述及び日常の監査を実施しております。このため、現状の体制により効率的に企業統治ができ、監査機能も担保されていると考え、現在の企業統治体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

b．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

c．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

d．株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

e．責任限定契約

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。

f．取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすため、環境を整備することを目的とするものであります。

g．種類株式

当社は、2020年11月1日付にて実施した株式交換に際し、新たにA種優先株式を発行しております。A種優先株式の詳細な内容については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	江口 譲二	1967年12月3日生	1990年4月 東京リース株式会社(現 東京センチュリー株式会社)入社 2000年9月 CIBC World Markets入社 アセットセキュライゼーションディレクター 2003年1月 株式会社東京スター銀行入行 インベストメントバンキング部 ヴァイスプレジデント 2004年4月 同行事業開発部長 2005年4月 同行コーポレートファイナンスビジネス シニアヴァイスプレジデント 2010年8月 ネオラインホールディングス株式会社入社 経営戦略部マネージャー 2011年2月 同社取締役 2012年6月 株式会社カーチスホールディングス取締役会長 2012年11月 親愛貯蓄銀行株式会社(現 JT親愛貯蓄銀行株式会社)入行 審査本部長 2013年4月 同行営業本部担当理事 2015年4月 JT貯蓄銀行株式会社その他非常務理事 2015年7月 JT親愛貯蓄銀行株式会社経営本部担当理事 2016年4月 同行経営本部担当専務 2018年4月 JTキャピタル株式会社 その他非常務非登記理事 2019年4月 JT親愛貯蓄銀行株式会社 首席副社長 2020年3月 Jトラスト株式会社代表取締役社長 最高執行役員 JT親愛貯蓄銀行株式会社その他非常務理事 JTキャピタル株式会社その他非常務理事 2020年10月 当社代表取締役会長 2020年11月 SAMURAI ASSET FINANCE株式会社取締役 2021年3月 JT親愛貯蓄銀行株式会社その他非常務理事会長(現任) 2021年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長 2021年9月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	1,000
専務取締役 管理本部長	正司 千晶	1964年8月25日生	1997年2月 株式会社日商インターライフ(現インターライフホールディングス株式会社)入社 2006年9月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング入社 2006年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)金融部 出向 2017年8月 当社入社 当社内部監査室長 2019年4月 当社取締役兼管理本部長 2020年10月 当社専務取締役兼管理本部長(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 事業戦略室長	久保 広晃	1986年9月18日生	2012年1月 2014年9月 2018年1月 2018年4月 2018年6月 2018年8月 2019年4月 2019年8月 2020年4月 2020年8月 2021年12月	アビームコンサルティング株式会社 入社 The Node Consulting株式会社 入社 当社 入社 当社経営企画室長 当社事業戦略室長 SAMURAI証券株式会社取締役 当社取締役兼事業本部長 当社取締役兼事業戦略室長 当社取締役兼事業本部長 当社取締役兼事業戦略室長(現任) Nexus Card株式会社取締役(現任)	(注)3	500
取締役	大橋 俊明	1975年3月17日生	2003年10月  2005年11月  2008年5月 2008年9月  2010年3月 2013年5月 2015年8月  2016年3月  2017年2月 2019年2月  2019年6月 2020年3月	弁護士登録(第二東京弁護士会、2013年に第一東京弁護士会に登録換) ポール・ヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業 入所 伊藤見富法律事務所/モリソン・フォスター外国法律事務所 入所 米国南カリフォルニア大学大学院法学修士課程(LL.M.)修了 モリソン・フォスターLLP 米国カリフォルニア州ロサンゼルスオフィス勤務 米国カリフォルニア州弁護士登録 尾崎法律事務所 入所 大橋法律事務所/ウィーラー外国法事務所 設立 株式会社レッド・ブラネット・ジャパン 社外監査役(現任) 新樹法律事務所 入所(パートナー) 寺本法律会計事務所 入所(パートナー)(現任) 株式会社ザデイドットハクバ 代表取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役	水上 慶太	1964年2月7日生	1995年10月  1999年4月 2020年12月 2021年3月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 EY新日本有限責任監査法人退所 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	三上 嗣夫	1950年8月10日生	1974年4月 1997年4月 1999年4月 2001年4月 2002年4月 2008年4月  2017年4月 2017年11月 2018年1月	株式会社電通 入社 同社 経営企画室 管理部長 同社 株式上場推進室 次長 同社 経理局 次長 同社 財務局 次長 株式会社電通国際情報サービス 執行役員管理本部長 当社監査役(現任) SAMURAI証券株式会社監査役 SAMURAI TECHNOLOGY株式会社監査役	(注)4	1,000
監査役	水野 泰輔	1982年4月10日生	2005年11月 2005年12月 2007年8月  2016年8月 2017年3月  2019年4月 2019年9月  2020年7月  2021年10月  2022年1月	旧公認会計士2次試験合格 中央青山監査法人金融部 入社 PwCあらた有限責任監査法人金融部入社 公認会計士水野事務所代表(現任) 株式会社Trusted Advisors代表取締役(現任) 当社監査役(現任) PM Partners合同会社 代表社員(現任) 株式会社リアークスファインド社外監査役(現任) 株式会社月夜野ファーム 代表取締役(現任) 公益社団法人東京青年会議所 理事福祉地区室 室長(現任)	(注)5	
監査役	吉田 桂公	1979年6月15日生	2002年11月 2004年10月  2006年4月 2007年4月 2009年4月 2013年1月  2021年3月	司法試験合格 弁護士登録 のぞみ総合法律事務所入所 日本銀行(決済機構局)へ出向 金融庁(検査局)へ出向 のぞみ総合法律事務所復帰 のぞみ総合法律事務所パートナー就任(現任) 当社監査役(現任)	(注)4	
計						3,500

- (注) 1. 取締役である大橋俊明氏及び水上慶太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役である三上嗣夫氏、水野泰輔氏及び吉田桂公氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年3月15日開催の定時株主総会終結の時から2022年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役である三上嗣夫氏及び吉田桂公氏の任期は、2021年3月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役である水野泰輔氏の任期は、2019年4月25日開催の定時株主総会終結の時から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 社外役員の状況

本書提出日現在において、当社は、当社と異なるバックグラウンドにおける経営経験や専門的知見から公平な助言、監督及び監査いただき、当社の企業価値向上に貢献いただくために、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の大橋俊明氏は、弁護士としての専門的知識と幅広い見識等を活かして、取締役会での議論において経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しております。これらの実績を踏まえ、取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の水上慶太氏は、公認会計士としての専門的知識を有しており、永年にわたる監査経験が当社のグループガバナンス体制の一層の充実や取締役会の監督機能強化に貢献しております。これらの実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

常勤監査役の上上嗣夫氏は、監査役による監視・検証機能を重視し、上場会社において長年の財務業務経験による財務・会計に関する知見と、企業経営の幅広い見識を有しているため選任しております。

社外監査役の水野泰輔氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有しており、客観的な見地から社外監査役として適切な監査を行って頂けると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の吉田桂公氏は、弁護士としての専門的知識と金融及びFintech関連業務の知見を有しております。当社グループの監査体制の強化において、同氏の知見が有益であると考えられることから、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたっては東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する事項を参考にしています。

なお、社外取締役及び社外監査役の略歴及び所有する株式数は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、取締役会における監査役の意見や内部統制の評価結果の報告などを踏まえて意見を述べること等により、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。

社外監査役は、取締役会や監査役会に出席し、客観的かつ独立的な立場から意見を述べるほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役監査につきましては、3名の監査役が当社の監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、当社の重要な会議へ出席し、経営判断のプロセスの監査を行い、必要に応じて意見を述べております。監査役はコーポレート・ガバナンスコードの趣旨を十分に理解した上で職務を遂行しており、監査役会にて策定した年間監査計画を基に当社取締役の職務に対し厳正な監査を実施し、結果について報告を行っております。

また、会計監査人及び内部監査室と業務執行等に関する情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

なお、社外監査役の水野泰輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の吉田桂公氏は、弁護士としての専門知識と金融及びFintech関連業務の知見を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を原則、3カ月に1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	三上 嗣夫	19回	19回（100％）
監査役（社外）	水野 泰輔	19回	19回（100％）
監査役（社外）	吉田 桂公	15回	15回（100％）
監査役（社外）	石垣 禎信	10回	2回（20％）

（注）1．吉田桂公氏については、当社監査役に就任した2021年3月29日以降に開催された監査役会に関する出席状況を記載しております。

2．石垣禎信氏については、2021年9月14日の辞任までの状況を記載しております。

監査役会における主な共有・検討事項は以下のとおりであります。

- 監査役会は、監査方針、役割分担および監査項目等からなる監査計画を決議により定めて、取締役の職務執行を監査しております。また年度ごとに注視すべき経営課題を「重点監査項目」として定め、必要に応じて担当取締役等に監査役会での報告を求めるなど、重点的に監査を行っております。
- 監査役会は、会計監査人より監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け情報交換を図るとともに、会計監査及び内部統制監査について相互連携を図っております。また、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性などが適切であるかについて確認しております。

常勤監査役の主な活動状況は以下のとおりであります。

- 常勤監査役は重要な決裁書類を閲覧し、決裁プロセス上の不備や不適切な判断に対し指摘等を行っております。
- 常勤監査役は内部監査室等主要な関係部署から報告を受け、取締役の職務執行について監査しております。
- 常勤監査役は、期末において全取締役に対し「取締役 業務執行確認書」を配布し、その結果を基に面談を行い、記載内容について確認を行っております。

また、監査役職務補助使用人として、適切な知識、能力、経験を有する従業員1名を配置し、監査役の職務遂行のサポートを行っております。

## 内部監査の状況

内部監査につきましては、当社の内部監査規則及び内部監査実施要領に基づき、リスク・アセスメントを実施し、その結果に基づいて重点監査項目の抽出及び当社グループ全体を対象とした内部監査計画の基本事項を策定しております。専任の内部監査担当者1名は、当社の取締役会にて承認を得た内部監査計画の基本事項に従って監査を実施し、その結果を被監査部署、取締役会及び監査役会へ報告しております。また、監査の結果、改善の必要性がある項目に関しては適宜改善の指示を行っております。

## 会計監査の状況

- 監査法人の名称  
RSM清和監査法人

## b. 継続監査期間

6年間

## c. 業務を執行した公認会計士

福井 剛  
高橋 潔弘

## d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	6名
その他	3名

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する実務指針」に基づいて、当社の業務内容に対して効果的かつ効率的な監査業務を実施できる規模であること、また会計監査人として必要とされる専門性、独立性及び監査の品質体制が整備され、監査計画及び監査報酬が妥当であるということなどを勘案して判断いたします。2016年4月26日開催の株主総会にて選任いただきましたRSM清和監査法人は、総合的に勘案した結果、適任と判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して、監査におけるコミュニケーション、品質管理システム及び会計監査人の独立性・専門性及び監査チームの体制等の項目を評価基準として選定の可否を決定しております。また、監査役会は会計士の監査報告書の提出の際は会計士の面談を行い、監査方法の概要及び結果に関して説明を受け、質疑応答により監査法人の品質の確認も行っております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	37		40	-
連結子会社			-	-
計	37		40	-

## b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

## c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるJT親愛貯蓄銀行株式会社は、サムジョン会計法人（KPMG韓国）に対して、監査証明業務を委託しており、その報酬の額は、当連結会計年度において294百万ウォンであります。

## d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社グループの事業規模、監査法人にて作成しました監査計画等を勘案した上で決定しております。

## e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人監査計画の範囲、内容の適切性及び妥当性について検討を行った上で、会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項の同意を行っております。



## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

## a．役員の報酬等の決定方針に関する方針

当社は、2021年4月26日開催の当社取締役会にて承認された「役員報酬規程」において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても定めており、役員報酬は「固定報酬」のみで構成しています。「固定報酬」は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、当社取締役会にて定めた固定報酬年額の基準表の範囲内で算定しております。なお、個人別の支給額の決定については、当社取締役会からその権限を委任された代表取締役社長が各取締役の会社への貢献度等を加味し、前記の基準表の範囲内にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長へその権限を委任しておりますが、当社取締役会にて定めた固定報酬年額の基準表の範囲内であること及び上場会社等の役員報酬平均以内であることを当社取締役会にて確認を行っているため、基本的にその決定を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等については、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、監査役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定しております。

なお、当事業年度における非金銭報酬等は実施しておりません。

## b．役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年4月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額につきましては年額2億円以内（決議時点の員数については5名。なお、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、年額5千万円以内（決議時点の員数については4名）と決議いただいております。

## c．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

## (a) 委任を受けた者の氏名並びに会社における地位及び担当

山口慶一 代表取締役社長

（代表取締役社長山口慶一氏は、2021年6月24日をもって当社の代表取締役社長及び取締役を辞任しております）

## (b) 委任した権限の内容

「固定報酬」の個別支給額の決定

## (c) 権限を委任した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業務執行内容の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

## 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	68	68	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	16	16	-	-	-	6

上記の金額及び員数には、当該事業年度に辞任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

## 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人分給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社の事業セグメントであるFintech事業の活動において取得した株式を、純投資目的の投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、収益性向上に向けた中長期的な経営戦略を策定しており、その中で当該企業との関係性及び重要性を勘案しております。その際、経営会議参加者により、当該企業の情報、保有に関するリスク及びリターンを協議し、株式保有の継続または売却等の判断を行っております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	0

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	-	-	

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
株式会社光通信	27	27	営業取引関係の発展を目的(注)	無
	0	0		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は経営会議参加者により、当該企業の情報、保有に関するリスク及びリターンを協議することにより検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-		
非上場株式以外の株式	-	-		

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	(-)

(注)「評価損益の合計額」の( )は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

## 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
	-	-

## 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
	-	-

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、RSM清和監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の収集に努めております。また、監査法人との綿密な連携並びに情報の共有化を図り、必要な対応を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1 18,847	1 28,289
受取手形及び売掛金	1、2 2,047	2 1,913
営業貸付金	2 177,446	2 213,083
銀行業における有価証券	15,033	20,945
営業投資有価証券	0	-
仕掛品	0	0
原材料及び貯蔵品	4	5
その他	3,473	2,018
貸倒引当金	9,169	10,197
流動資産合計	207,684	256,059
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	475	589
減価償却累計額	156	186
建物及び構築物（純額）	1 318	1 402
工具、器具及び備品	1,046	1,065
減価償却累計額	747	795
工具、器具及び備品（純額）	298	269
車両運搬具	8	8
減価償却累計額	3	4
車両運搬具（純額）	5	3
使用権資産	1,797	1,595
減価償却累計額	504	442
使用権資産（純額）	1,293	1,152
土地	1 468	1 468
有形固定資産合計	2,383	2,296
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	566	514
のれん	20	14
その他	249	247
無形固定資産合計	837	775
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	19	170
差入保証金	896	700
長期前払費用	26	25
出資金	341	1,147
固定化営業債権	359	181
繰延税金資産	35	0
その他	141	107
貸倒引当金	359	181
投資その他の資産合計	1,461	2,151
固定資産合計	4,682	5,223
資産合計	212,366	261,283

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	35	43
匿名組合預り金	1,240	-
顧客預り金	660	0
銀行業における預金	177,716	224,165
短期借入金	200	200
1年内返済予定の長期借入金	1 727	1 233
リース債務	226	326
未払金	370	202
未払法人税等	965	591
前受金	12	13
賞与引当金	0	0
預り金	89	79
未払費用	2,728	3,068
その他	837	617
<b>流動負債合計</b>	<b>185,811</b>	<b>229,543</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1 337	1 243
長期預り保証金	113	323
社債	600	600
リース債務	1,096	929
繰延税金負債	228	526
<b>固定負債合計</b>	<b>2,375</b>	<b>2,622</b>
<b>負債合計</b>	<b>188,187</b>	<b>232,166</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	50	414
資本剰余金	23,942	23,746
利益剰余金	405	3,841
<b>株主資本合計</b>	<b>23,587</b>	<b>28,003</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	18	31
為替換算調整勘定	543	1,022
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>524</b>	<b>1,053</b>
新株予約権	59	52
非支配株主持分	7	8
<b>純資産合計</b>	<b>24,178</b>	<b>29,116</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>212,366</b>	<b>261,283</b>

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	3,874	22,075
営業費用	1,901	10,709
営業総利益	1,972	11,365
販売費及び一般管理費	1 1,597	1 6,843
営業利益	375	4,522
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	0	-
受取手数料	0	10
役員報酬返納額	0	-
新株予約権戻入益	0	-
貸倒引当金戻入額	-	0
受取遅延損害金	-	8
その他	3	11
営業外収益合計	5	30
営業外費用		
支払利息	3	3
匿名組合損失	9	0
為替差損	4	-
支払手数料	-	4
支払保証料	1	7
その他	2	12
営業外費用合計	22	28
経常利益	358	4,524
特別利益		
受取和解金	11	-
関係会社株式売却益	-	754
特別利益合計	11	754
特別損失		
固定資産除却損	2 5	2 2
投資有価証券評価損	8	-
減損損失	3 28	-
訴訟関連費用	5	0
その他	0	-
特別損失合計	49	2
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	320	5,276
匿名組合損益分配額	100	24
税金等調整前当期純利益	220	5,252
法人税、住民税及び事業税	430	1,247
法人税等調整額	127	316
法人税等合計	302	1,564
当期純利益又は当期純損失( )	82	3,687
非支配株主に帰属する当期純利益	0	1
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	82	3,686

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	82	3,687
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15	49
為替換算調整勘定	543	479
その他の包括利益合計	1 527	1 528
包括利益	445	4,216
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	444	4,214
非支配株主に係る包括利益	0	1



## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,105	1,118	1,155	2,068
当期変動額				
新株の発行	0	0		0
資本金から剰余金への振替	2,055	2,055		-
欠損填補		832	832	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )			82	82
株式交換による増加		21,600		21,600
連結子会社株式の売却による持分の増減		1		1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	2,055	22,824	749	21,519
当期末残高	50	23,942	405	23,587

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	2	-	2	58	-	2,123
当期変動額						
新株の発行						0
資本金から剰余金への振替						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する当期純損失( )						82
株式交換による増加						21,600
連結子会社株式の売却による持分の増減						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15	543	527	1	7	535
当期変動額合計	15	543	527	1	7	22,055
当期末残高	18	543	524	59	7	24,178

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	50	23,942	405	23,587
当期変動額				
新株の発行	364	364		729
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補		560	560	-
親会社株主に帰属する当期純利益			3,686	3,686
株式交換による増加				-
連結子会社株式の売却による持分の増減				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	364	196	4,247	4,415
当期末残高	414	23,746	3,841	28,003

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	18	543	524	59	7	24,178
当期変動額						
新株の発行						729
資本金から剰余金への振替						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する当期純利益						3,686
株式交換による増加						-
連結子会社株式の売却による持分の増減						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49	479	528	7	1	522
当期変動額合計	49	479	528	7	1	4,938
当期末残高	31	1,022	1,053	52	8	29,116

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	220	5,252
減価償却費	138	726
減損損失	28	-
のれん償却額	6	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	282	639
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	3	3
有価証券売却損益(は益)	0	-
匿名組合投資損益(は益)	9	0
投資有価証券評価損益(は益)	8	-
受取和解金	11	-
関係会社株式売却損益(は益)	-	3 754
固定資産除却損	5	2
訴訟関連費用	5	0
売上債権の増減額(は増加)	44	114
営業貸付金の増減額(は増加)	28	32,535
営業投資有価証券の増減額(は増加)	12	0
たな卸資産の増減額(は増加)	0	1
未収入金の増減額(は増加)	82	135
預け金の増減額(は増加)	28	28
匿名組合預り金の増減額(は減少)	675	132
顧客預り金の増減額(は減少)	659	320
銀行業における預金の増減額(は減少)	567	42,003
その他	7	77
小計	1,540	14,975
利息及び配当金の受取額	0	18
利息の支払額	3	3
和解金の受取額	11	-
訴訟関連費用の支払額	7	1
法人税等の支払額	88	1,615
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,452	13,374
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
拘束性預金の純増減額(は増加)	29	1,065
有形固定資産の取得による支出	193	186
無形固定資産の取得による支出	65	160
貸付金の回収による収入	-	1,400
有価証券の取得による支出	942	8,390
有価証券の償還による収入	634	2,915
有価証券の売却による収入	242	304
投資有価証券の取得による支出	-	171
投資有価証券の売却による収入	79	20
出資金の払込による支出	0	849
出資金の償還による収入	337	189
差入保証金の支払による支出	361	59
差入保証金の回収による収入	308	284
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	3 529
その他	55	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	10	5,279

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	180
長期借入金の返済による支出	60	767
非支配株主への配当金の支払額	-	0
リース債務の返済による支出	35	295
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	8	-
株式の発行による収入	0	722
財務活動によるキャッシュ・フロー	87	160
現金及び現金同等物に係る換算差額	194	244
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,569	8,178
現金及び現金同等物の期首残高	1,029	10,268
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	2 7,668	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 10,268	1 18,447

**【注記事項】**

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社は、SAMURAI TECHNOLOGY株式会社、Nexus Card株式会社、及びJT親愛貯蓄銀行株式会社の3社であります。

なお、SAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社については、所有株式の全てを売却したため、連結子会社でなくなりました。

## 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券も含む)

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品及び製品...先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品...個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品...先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(但し、使用権資産を除く)

主に定額法によっております。

無形固定資産(但し、使用権資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用し、販売用ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年間)に基づく均等配分額とのいずれか大きい額によっております。

使用権資産

在外連結子会社において、IFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースについて使用権資産及びリース債務を認識しており、認識された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社ではIFRS第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

#### (4) 請負契約及び受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる重要な請負契約及び受注制作のソフトウェア開発

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の請負契約及び受注制作のソフトウェア開発

工事完成基準

#### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、5～10年以内の合理的な年数で償却しております。

#### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

## (1) 貸倒引当金

当連結会計年度の計上額

JT親愛貯蓄銀行株式会社の貸倒引当金 10,157百万円

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した見積りの算出方法

JT親愛貯蓄銀行株式会社においては、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」に規定されている予想信用損失モデルを適用し、債権を信用リスクに応じて3つのステージに分類した上で貸倒引当金を算定しております。予想信用損失の算定に当たっては、PD(Probability of Default:基準日時点の残高のうち一定期間にデフォルト状態に陥る残高の割合)とLGD(Loss Given Default:デフォルト時の残高のうち最終的な損失額の割合)の指標を使用しており、これらの指標と、担保価値評価等の債権の回収可能性に影響を与える要因を考慮した上で算出しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

信用リスク評価の前提条件となる経済情勢や貸倒実績の趨勢が今後も継続とするという仮定

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来、経済環境の大幅な変化や予測困難な事象の発生等により貸付先の支払能力が低下した場合には、翌連結会計年度以降において、貸倒引当金の追加計上が必要となるリスクがあります。

## (未適用の会計基準等)

## (収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

## (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定です。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

## (時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)については、2023年12月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

## (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

### 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払保証料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた4百万円は「支払保証料」1百万円、「その他」2百万円として組替えております

### 連結キャッシュ・フロー計算書

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「拘束性預金の純増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた26百万円は、「拘束性預金の純増減額」29百万円、「その他」55百万円として組み替えております。

## (追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響については、今後の経済活動への影響を予測することは困難な状況にあります。当社及び連結子会社の業績に与える影響は軽微であるため、会計上の見積りに重要な影響は与えないものとして判断しております。



(連結貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
定期預金	100百万円	100百万円
売掛金	890	-
建物及び構築物	135	130
土地	442	442
計	1,568百万円	673百万円

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	626百万円	125百万円
長期借入金	244	118
計	870百万円	244百万円

(注) 上記の他、為替取引等の担保として、貯蓄銀行中央会へ4,378百万円(前連結会計年度は4,284百万円)の預金を差し入れています。

## 2 資金の貸付業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
貸出コミットメントの総額	16,934百万円	29,758百万円
貸出実行残高	5,692	15,427
差引額	11,242百万円	14,331百万円

なお、同契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

(連結損益計算書関係)

1 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	124百万円	227百万円
給料手当	553	2,922
退職給付費用	31	217
貸倒引当金繰入額	0	16
支払手数料	179	807
減価償却費	127	721

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
建物及び構築物	4百万円	2百万円
工具器具備品	1百万円	0百万円
計	5百万円	2百万円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都港区	事業資産	ソフトウェア	3
		長期前払費用	25

当連結会計年度において当社グループは、連結子会社であるSAMURAI ASSET FINANCE株式会社が所有するソフトウェア及びSAMURAI証券株式会社が支払済のシステムの利用料金について、将来における利用見込み及び収益性が不明確となったため、回収可能価額を備忘価格とし、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから回収可能価額を備忘価格として評価しております。

また、当社グループのグルーピングの方法は、原則として事業の区分によっております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	22百万円	64百万円
組替調整額	0	1
税効果調整前	22	63
税効果額	6	14
その他有価証券評価差額金	15	49
為替換算調整勘定：		
当期発生額	543	479
組替調整額	-	-
税効果調整前	543	479
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	543	479
その他の包括利益合計	527	528

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1、2)	34,968,800	3,666,700	-	38,635,500
A種優先株式(注3)	-	1,700,788	-	1,700,788
合計	34,968,800	5,367,488	-	40,336,288
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式(注4)	-	36,648	-	36,648
合計	-	36,648	-	36,648

(注)1. 優先株式の取得請求権の行使により、当社がA種優先株式36,648株を取得するのと引換えに普通株式3,664,800株を交付しております。

2. 新株予約権の権利行使による増加1,900株によるものであります。

3. 発行済株式のA種優先株式の増加は、株式交換による新株の発行による増加であります。

4. 普通株式への転換に係る取得による増加であります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2017年ストックオプションとしての 新株予約権(第12 回新株予約権) (注)1	普通株式					1
提出会社	2018年ストックオプションとしての 新株予約権(第14 回新株予約権)	普通株式					2
提出会社	2019年第15回新株 予約権	普通株式	35,700,000			35,700,000	49
提出会社	2019年ストックオプションとしての 新株予約権(第16 回新株予約権)	普通株式					1
提出会社	2019年ストックオプションとしての 新株予約権(第17 回新株予約権) (注)2	普通株式					3
合計			35,700,000			35,700,000	59

(注)1. 2017年ストックオプションとしての新株予約権(第12回新株予約権)は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

2. 2019年ストックオプションとしての新株予約権(第17回新株予約権)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1、2)	38,635,500	25,203,800	-	63,839,300
A種優先株式	1,700,788	-	-	1,700,788
合計	40,336,288	25,203,800	-	65,540,088
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式(注3)	36,648	200,438	-	237,086
合計	36,648	200,438	-	237,086

(注) 1. 優先株式の取得請求権の行使により、当社がA種優先株式200,438株を取得すると引換えに普通株式20,043,800株を交付しております。

2. 新株予約権の権利行使による増加5,160,000株によるものであります。

3. 普通株式への転換に係る取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2017年ストックオプションとしての 新株予約権(第12 回新株予約権) (注)1	普通株式					1
提出会社	2018年ストックオプションとしての 新株予約権(第14 回新株予約権)	普通株式					2
提出会社	2019年第15回新株 予約権(注)2	普通株式	35,700,000		5,000,000	30,700,000	42
提出会社	2019年ストックオプションとしての 新株予約権(第16 回新株予約権)	普通株式					1
提出会社	2019年ストックオプションとしての 新株予約権(第17 回新株予約権)	普通株式					3
合計			35,700,000		5,000,000	30,700,000	52

(注) 1. 2017年ストックオプションとしての新株予約権(第12回新株予約権)は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

2. 2019年第15回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	18,847百万円	28,289百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	100百万円	100百万円
引出制限及び使途制限付預金	8,479百万円	9,742百万円
現金及び現金同等物	10,268百万円	18,447百万円

## 2 株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株式交換により新たにJトラストカード株式会社とJT親愛貯蓄銀行株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式交換による子会社資金の受入額との関係は次のとおりであります。

流動資産	199,472 百万円
固定資産	3,110 百万円
流動負債	179,317 百万円
固定負債	1,665 百万円
取得株式の取得価格	21,600 百万円
株式交換による当社株式の交付価格	21,600 百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	7,668 百万円
差引：株式交換による現金及び現金同等物の増加額	7,668 百万円

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

## 3 株式の売却により新たに連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

株式の売却によりSAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社(以下、両社を総称したものを「対象会社」という。)が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに対象会社の売却価額と売却に伴う収入(純額)は次のとおりであります。

流動資産	2,020 百万円
固定資産	32 百万円
流動負債	1,531 百万円
株式の売却損益(は損)	754 百万円
対象会社の売却価額	1,277 百万円
現金及び現金同等物	747 百万円
差引：売却による収入	529 百万円

## 4 重要な非資金取引の内容

## (1) 株式交換による資本剰余金増加額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
株式交換による資本剰余金増加額	21,600百万円	- 百万円

## (2) リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
使用权資産	1,123百万円	200百万円
リース債務	1,123百万円	200百万円

## (リース取引関係)

## 使用权資産

## (1) 使用权資産の内容

主として、在外子会社におけるオフィス賃貸によるものであります。

## (2) 使用权資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、株式や不動産担保を活用した自己資金による融資及び顧客の預金を原資とした流動性の高い金融資産運用等を行っております。また、資金調達については、顧客の預金を募る他、金融機関からの借入や、社債発行による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を適宜把握するとともに、月次で回収状況及び債権残高を把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

銀行業における顧客の預金を原資として運用する有価証券は、発行体の信用リスク、金利・為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することでリスク軽減を図っております。

銀行業における預金は、顧客の預金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については社内規程に従い、取引先毎の残高管理を行うとともに、取引先の財務状況に応じ与信限度額の設定を行っております。

## ・市場リスク（株式の市場価格及び為替・金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に株価や発行体の財務状況等を把握し、市況を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

## ・資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	18,847	18,847	-
(2)営業貸付金	177,446		
貸倒引当金( )	9,131		
	168,314	167,695	618
(3)銀行業における有価証券	15,033	15,033	-
資産計	202,195	201,576	618
(1)銀行業における預金	177,716	178,547	830
負債計	177,716	178,547	830

( ) 営業貸付金に対して計上している一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	28,289	28,289	-
(2)営業貸付金	213,083		
貸倒引当金( )	10,157		
	202,926	203,157	231
(3)銀行業における有価証券	20,945	20,945	-
資産計	252,161	252,392	231
(1)銀行業における預金	224,165	225,250	1,085
負債計	224,165	225,250	1,085

( ) 営業貸付金に対して計上している一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

資 産

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)営業貸付金

市場リスク及び信用リスクを考慮し、返済スケジュールに伴う将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保及び保証等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から個別に計上している貸倒引当金を控除した金額を時価としております。

## (3)銀行業における有価証券

株式は取引所の価格、債券等は業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格及び評価機関から提示された評価技法を使用して算定された価額を時価としております

負 債

## (1)銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)によっております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,847	-	-	-
営業貸付金( )	85,055	83,381	6,672	2,298
銀行業における有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(国債)	-	723	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	528	4,783	-	-

( ) 営業貸付金のうち、回収予定が見込めない139百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	28,289	-	-	-
営業貸付金	94,876	97,146	19,296	1,764
銀行業における有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(国債)	732	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	1,175	7,640	-	-

### 4. 銀行業における預金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
銀行業における預金	78,978	98,658	79	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
銀行業における預金	132,980	91,113	71	-

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,434	1,428	6
債券	3,354	3,343	11
その他	4,006	3,972	34
小計	8,795	8,743	52
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	1,386	1,409	23
債券	2,679	2,708	28
その他	2,173	2,217	44
小計	6,238	6,335	96
合計	15,034	15,078	44

非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)及び投資事業有限責任組合出資(連結貸借対照表計上額18百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,460	1,442	18
債券	5,366	5,304	61
その他	4,048	3,750	298
小計	10,875	10,497	378
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	3,471	3,500	28
債券	4,182	4,197	14
その他	2,415	2,463	48
小計	10,070	10,161	91
合計	20,945	20,658	286

非上場株式(連結貸借対照表計上額151百万円)及び投資事業有限責任組合出資(連結貸借対照表計上額18百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	570	82	-
合計	570	82	-

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	240	-	14
合計	240	-	14

## 3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当連結会計年度において、投資有価証券について8百万円(その他有価証券の株式8百万円)の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項は有りません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定拠出型の年金制度を採用しております。

## 2. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は31百万円、当連結会計年度は217百万円であります。

## (ストックオプション等関係)

## 1. スtockオプションにかかる資産計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
現金及び預金	0百万円	0百万円
販売費および一般管理費の 株式報酬費用	2百万円	0百万円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	0百万円	- 百万円

## 3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtockオプションの内容

第12回新株予約権	
決議年月日	2017年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 3名
株式の種類別のストックオプションの数(注)1	普通株式 3,982,000株
付与日	2017年6月28日
対象勤務期間	特段の定めはありません。
権利行使期間	2019年5月1日～2022年6月27日
新株予約権の数(個)(注)2	3,170個 (注)3
株式の種類、内容及び数(注)2	普通株式 3,170,000株 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	128
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 128 資本組入額 64

新株予約権の行使の条件	<p>1 割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、後の（注）1．に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に30%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、下記の定めに関わらず、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>ア）当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合  イ）当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合  ウ）当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  エ）その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>2 新株予約権者は、2019年1月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の経常損益が零円を上回った場合に限り、本新株予約権の権利行使ができるものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常損益の概念等に重要な変更があった場合には、別途参照すべき同等の指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>3 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>5 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

第14回新株予約権									
決議年月日	2018年5月10日								
付与対象者の区分及び人数	<table border="0"> <tr> <td>当社取締役</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>当社監査役</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>当社従業員</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>当社子会社の役員及び従業員</td> <td>11名</td> </tr> </table>	当社取締役	6名	当社監査役	3名	当社従業員	13名	当社子会社の役員及び従業員	11名
当社取締役	6名								
当社監査役	3名								
当社従業員	13名								
当社子会社の役員及び従業員	11名								
株式の種類別のストックオプションの数(注) 1	普通株式 1,166,700株								
付与日	2018年6月25日								
対象勤務期間	特段の定めはございません。								
権利行使期間	2018年6月25日～2028年6月24日								
新株予約権の数(個)(注) 2	7,556個 (注) 4								
株式の種類、内容及び数(注) 2	普通株式 755,600株 (注) 4								
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 2	308								
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 2	<table border="0"> <tr> <td>発行価格</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>155.5</td> </tr> </table>	発行価格	311	資本組入額	155.5				
発行価格	311								
資本組入額	155.5								

新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に30%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」と言う。）は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合  イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合  ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合  エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>2 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  3 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  4 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

第16回新株予約権	
決議年月日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社常勤取締役 4名 当社非常勤取締役 1名 当社常勤監査役 1名 当社非常勤監査役 2名 完全子会社取締役及び監査役 8名
株式の種類別のストックオプションの数(注)1	普通株式 1,800,000株
付与日	2019年6月13日
対象勤務期間	特段の定めはございません。
権利行使期間	2019年7月1日～2029年6月30日
新株予約権の数(個)(注)2	16,381個 (注)4
株式の種類、内容及び数(注)2	普通株式 1,638,100株 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	140
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 141.0 資本組入額 70.5
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。  2 相続人による本新株予約権の行使は認めない。  3 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。  4 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

第17回新株予約権	
決議年月日	2019年3月27日

付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社管理職 5名 当社及び完全子会社管理職以外 25名
株式の種類別のストックオプションの数(注)1	普通株式 98,000株
付与日	2019年6月13日
対象勤務期間	2019年6月13日～2021年6月30日
権利行使期間	2021年7月1日～2029年3月26日
新株予約権の数(個)(注)2	720個(注)4
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)(注)2	普通株式 72,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	105
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 105.0 資本組入額 52.5
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。(注)3</p> <p>2 相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする</p> <p>4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。</p> <p>5 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。</p> <p>6 新株予約権の割当てを受けた者は、割当日から2021年6月30日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができず、割当日の2年以上を経過した2021年7月1日から2029年3月26日の期間に、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡、担保権設定またはその他一切の処分は認めないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2022年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の数式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、2018年2月1日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の数式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。



- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記の(注)1.または(注)2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記の(2)ストックオプションの規模及びその変動状況 単価情報における(注)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記の(注)1.または(注)2.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
また、新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の」4内容」に記載すべき事項をストックオプション等関係注記に集約して記載しております。

## (2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年12月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストックオプションの数

	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2017年6月13日	2018年5月10日	2019年3月27日	2019年3月27日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,982,000	-	-	92,000
付与	-	-	-	-
失効	812,000	-	-	10,000
権利確定	-	-	-	82,000
未確定残	3,170,000	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	919,600	1,798,100	-
権利確定	-	-	-	82,000
権利行使	-	-	160,000	-
失効	-	164,000	-	10,000
未行使残	-	755,600	1,638,100	72,000

(注) 2018年2月1日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2017年6月13日	2018年5月10日	2019年3月27日	2019年3月27日
払込金額 (行使価額)(円)	128 (注)1	308 (注)2	140 (注)2	105 (注)2
行使時平均株価(円)	-	-	264	-
付与日における公正な 評価単価(円)	387	300	100	7,400

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に順次付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適

切に調整されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
<b>(繰延税金資産)</b>		
貸倒引当金	259百万円	304百万円
投資有価証券評価損	38 "	35 "
銀行業における預金	186 "	135 "
資産除去債務	24 "	17 "
リース債務	304 "	292 "
未払預金保険料	177 "	195 "
のれん	50 "	24 "
子会社株式	3,809 "	3,809 "
繰越欠損金(注)1	4,218 "	4,243 "
その他	49 "	31 "
繰延税金資産小計	9,119百万円	9,089百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	4,218 "	4,243 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,999 "	3,906 "
評価性引当額小計	8,218 "	8,149 "
繰延税金資産合計	900百万円	940百万円
<b>(繰延税金負債)</b>		
銀行業における有価証券	34百万円	100百万円
営業貸付金	423 "	535 "
企業結合により認識された無形固定資産	55 "	51 "
使用権資産	298 "	267 "
留保利益に係る税効果	228 "	400 "
有価証券評価差額金	0 "	10 "
その他	53 "	98 "
繰延税金負債合計	1,093百万円	1,465百万円
繰延税金資産(負債)の純額	193百万円	525百万円

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	56	25	215	3,509	76	333	4,218 百万円
評価性引当額	56	25	215	3,509	76	333	4,218 百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- 百万円

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (b)	14	195	3,449	54	50	478	4,243 百万円
評価性引当額	14	195	3,449	54	50	478	4,243 百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- 百万円

(b)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	33.58%	
(調整)		
評価性引当額の増減	90.91%	
繰越欠損金期限切れ	10.15%	
税率変更による影響	27.63%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。
在外子会社の留保利益	13.24%	
在外子会社の留保金課税	51.94%	
子会社税率差異	33.45%	
その他	1.44%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	137.30%	

## (企業結合等関係)

## 事業分離(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSAMURAI証券株式会社及びSAMURAI ASSET FINANCE株式会社(以下、それぞれ「SAMURAI証券」、「SAMURAI ASSET FINANCE」といい、総称して「対象会社」という。)の全株式をSAMURAI FINANCIAL HOLDINGS株式会社に譲渡することを決議し、同日、株式を譲渡いたしました。

本譲渡により、SAMURAI証券及びSAMURAI ASSET FINANCEを連結の範囲から除外しております。

## (1)事業分離の概要

## 分離先企業の名称

SAMURAI FINANCIAL HOLDINGS株式会社

## 分離した子会社の名称及び事業内容

子会社の名称：SAMURAI証券株式会社

事業内容：クラウドファンディングサイト「SAMURAI FUND」の運営・展開

子会社の名称：SAMURAI ASSET FINANCE株式会社

事業内容：不動産担保・株式担保等のスキームを活用した融資

## 事業分離を行った理由

当社は、2017年10月にSAMURAI証券(旧商号：AIP証券株式会社)の買収及び同年11月にSAMURAI ASSET FINANCEを設立し、「金融に革命を」という成長ビジョンのもと、対象会社が運営する投資型クラウドファンディングプラットフォーム等を活用し、投資家に対し、オンラインを通じた様々な投資機会の提供を積極的に進めてまいりました。

また、2021年2月24日に公表しました中期経営計画のとおり、国内Fintech基盤の再構築に向け、キャッシュレスサービスの展開の他、対象会社によるエンタメ・事業型クラウドファンディング(以下、「当該サービス」という。)への進出を目指した取組みを継続してまいりました。

当該サービスは、主に制作初期段階の映画やドラマ、音楽などのコンテンツに対し、当社が自己資金による事業投資を行い、その後、完成期を向かえた段階で対象会社が金融商品としてオンライン上で投資家に販売していくことを想定しておりました。そのため金融商品の組成・販売に際し、当初の出資者である当社と投資家への販売を担う対象会社との間で、グループ内の利害関係への配慮が必要となることから、より円滑な事業展開を進めるため当該課題の改善が必要となっておりました。

また、当該サービスの他、暗号資産を利用した金融商品を取扱う構想もあったことから、株式公開会社としてステークホルダーへの適切な説明・情報開示等において解決すべき課題も多く、これらの課題解決に向け、当社では様々な方策について検討を行っておりました。

このような状況の下、2021年5月、当社の代表取締役社長でありSAMURAI証券の代表取締役社長でもある山口慶一氏より、対象会社の全株式の取得(Management Buyout・MBO)提案がなされたことから、当社は、独立委員会を設置するとともに、企業買収や資金調達等において財務税務デューデリジェンス・株価算定実績を有する第三者機関である南青山FAS株式会社による対象会社株式の公正価値算定の下、株式譲渡契約につき慎重に検討を進めてまいりました。

結果、株式譲渡契約の条件や譲渡価額が妥当であること、株式譲渡契約の締結により当社は事業投資をはじめ新たな投資活動へ注力することが可能となること、対象会社はその強みを生かした事業展開が期待できることから、株式譲渡契約の実施により相互の事業価値のさらなる向上に寄与するものと判断し、株式譲渡契約の締結に至りました。

## 事業分離日

2021年6月24日(みなし売却日2021年3月31日)

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

## (2)実施した会計処理の概要

移転損益の金額

754百万円

移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,020百万円
固定資産	32
資産合計	2,053
流動負債	1,531百万円
負債合計	1,531

会計処理

株式譲渡した対象会社に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した対象会社に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

また、対象会社については2021年3月31日時点で連結から除外されたものと看做して処理を行っており、上記株主資本相当額は2021年3月31日時点を基準として算定を行っております。

## (3)分離した事業が含まれていた報告セグメント

Fintech事業

## (4)当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	連結累計期間
営業収益	74百万円
営業損失( )	30

## (資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社では、大阪市中央区東心斎橋において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸等不動産を所有しております。

当該、賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額、時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	
賃貸等不動産	582	4	578	937

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少は減価償却費であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額であります。  
 また、直近の不動産鑑定評価を行った時から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額になっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2020年12月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他損益 (百万円)
賃貸等不動産	52	4	47	-

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社では、大阪市中央区東心斎橋において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸等不動産を所有しております。

当該、賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額、時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	
賃貸等不動産	578	4	573	799

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少は減価償却費であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額であります。  
 また、直近の不動産鑑定評価を行った時から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額になっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2021年12月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他損益 (百万円)
賃貸等不動産	48	4	43	-



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「Fintech事業」「ITソリューション事業」「その他」の3つを報告セグメントとしております。なお、当社グループの報告セグメントは、事業セグメントの区分と同一であります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「Fintech事業」の国内エリアでは、個別信用購入あっせん業及び在留外国人や国内の個人を対象としたデポジット（保証金）型クレジットカードによる多様な立替取引サービスの他、スタートアップ企業をはじめとした法人向けの資金調達支援を主な事業内容としております。海外エリアでは、韓国国内において貯蓄銀行業（個人・企業の貯蓄を引き受けることを主目的とする金融機関）を展開し、個人向けの中金利貸付や企業向けの投融資活動を主な事業内容としております。

「ITソリューション事業」は、「ミドルウェアソリューション」の主力製品である「Fast Connector」シリーズの販売・保守サービスの提供、SES（システムエンジニアリングサービス）や受託開発をはじめとする「ITソリューション」の提供を主な事業内容としております。

「その他」に含まれる事業は、自己資金による投資及び保有する賃貸不動産の賃貸事業があります。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部営業収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	Fintech 事業	IT ソリューション 事業	その他	計		
営業収益						
(1) 外部顧客への営業収益	3,601	220	52	3,874	-	3,874
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,601	220	52	3,874	-	3,874
セグメント利益	623	42	47	713	338	375
その他の項目						
減価償却費 (注) 3	124	1	4	130	7	138
のれんの償却額	-	6	-	6	-	6
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 4	2,716	1	-	2,718	74	2,792
特別損失	47	0	-	47	1	49
(減損損失)	28	-	-	28	-	28

- (注) 1. セグメント利益の調整額 338百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 減価償却費には、長期前払費用に係る償却が含まれております。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれます。
5. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはしていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	Fintech 事業	IT ソリューション 事業	その他	計		
営業収益						
(1) 外部顧客への営業収益	21,830	184	60	22,075	-	22,075
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	21,830	184	60	22,075	-	22,075
セグメント利益	5,007	20	55	5,083	560	4,522
その他の項目						
減価償却費 (注) 3	709	1	4	715	14	730
のれんの償却額	-	6	-	6	-	6
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 4	569	10	-	579	51	630
特別損失	2	0	-	2	-	2
(減損損失)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. セグメント利益の調整額 560百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費には、長期前払費用に係る償却が含まれております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれます。

5. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはしていないため記載しておりません。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	韓国	合計
590	3,284	3,874

（注） 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国別に分類しております。

## (2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	韓国	合計
700	1,683	2,383

## 3．顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	韓国	合計
694	21,380	22,075

（注） 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国別に分類しております。

## (2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	韓国	合計
697	1,599	2,296

## 3．顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	Fintech事業	ITソリューション事業	その他		
当期末残高	-	20	-	-	20

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	Fintech事業	ITソリューション事業	その他		
当期末残高	-	14	-	-	14

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額 21円29銭	1株当たり純資産額 64円61銭
1株当たり当期純損失金額( ) 1円61銭	1株当たり当期純利益金額 22円76銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額( )		
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	82百万円	3,686百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円	-百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	82百万円	3,686百万円
普通株式の期中平均株式数	51,108,246株	161,985,152株
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第14回新株予約権 (9,196個) 第15回新株予約権 (357,000個) 第16回新株予約権 (17,981個) 第17回新株予約権 (700個)	第14回新株予約権 (7,556個) 第15回新株予約権 (307,000個) 第16回新株予約権 (16,381個) 第17回新株予約権 (500個)

当社の発行しているA種優先株式が転換仮定方式に基づき算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり当期純利益又は当期純損失額を算定しております。

但し、A種優先株式の転換後株式総数が発行可能株式総数を超過する場合、発行可能株式総数を上限として転換を実施したものと仮定して普通株式増加数を計算しております。

## (重要な後発事象)

## (株式交換契約の締結)

当社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社(以下、JTといいます。)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

2022年3月15日開催の定時株主総会(以下、本総会といいます。)の決議により承認(特別決議)されており、2022年4月1日を効力発生日として行うことを予定しています。

また、当該株式交換により、その効力発生日である2022年4月1日をもって、JTは当社の完全親会社となり、当社は東京証券取引所JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2022年3月30日に上場廃止となる予定です。

## (1) 企業結合の概要

## 取得企業の名称及びその事業の内容

取得企業の名称	Jトラスト株式会社
事業の内容	ホールディング業務

## 企業結合を行った主な理由

JT及びJTの連結子会社(以下、総称して「JTグループ」といいます。)は、『既成概念にとらわれないフィナンシャルサービスを提供する企業体を目指す』のビジョンのもと、銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを提供することを目指しています。日本金融事業を安定的な利益基盤とし、日本で培った審査力・回収力やマーケティング力などのオペレーション・ノウハウを韓国及びモンゴルや、インドネシアを中心とする東南アジアで展開することで、アジア地域における経営基盤を拡大してきました。

なお、現在のJTグループの事業セグメントは、日本金融事業、韓国及びモンゴル金融事業、東南アジア金融事業、投資事業及びその他の事業で構成しております。

一方、当社及び当社の連結子会社(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、『「人の想い」と「お

金」をつなぎ新しい世界を創る』ことを目指し、既存事業である「韓国貯蓄銀行業」「キャッシュレスサービス」「ITソリューション」に加え、「スタートアップ」「エンタメ・コンテンツ」「日韓ビジネス」をテーマとした新たな事業領域の開拓に向けた投資活動を進めていくことを事業方針（以下、「6つの事業領域の成長戦略」といいます。）としております。

なお、現在の当社グループの事業セグメントは、Fintech事業、ITソリューション事業及びその他の事業で構成しております。

JTグループと当社グループにおいては、2020年9月23日付で両社からお知らせいたしましたとおり、当社（当時の商号 SAMURAI&J PARTNERS株式会社）を株式交換完全親会社、当時、JTの連結子会社であったJトラストカード株式会社（現商号 Nexus Card株式会社）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「2020年株式交換」といいます。）を行い、2020年株式交換を通じて、JTは、当社発行のA種優先株式（以下、「本A種優先株式」といいます。）1,699,140株を取得いたしました。

2020年株式交換は、当社グループとしては、4期連続で赤字業績が続いており、早急に経営基盤を強固にすることが重要な経営課題の一つとなっていた中で、当社グループにとって事業領域の拡大チャンスとなり、また、Fintech事業におけるシナジー効果への期待と収益基盤の強化が図れるものと考え2020年株式交換をJTへ提案いたしました。

一方、JTグループとしては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、先行き不透明感が増している中、JTグループにおいて、各国の政治や経済の情勢、事業の収益性などを個別に精査し、事業環境が大きく変化する「ウィズコロナ」の経済に最適化した、必要な時に必要なだけの手元流動性の確保と将来に亘っての収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編を模索する必要があると考えていた中で、JTとして、2020年株式交換のスキームが、手元流動性の確保と収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編に資するものと考え、種類株式による株式交換という当社からの提案に応じることとして、実施に至ったものであります。

なお、2020年株式交換に伴い、当社は合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間（2020年11月1日から2023年12月31日まで）（以下、「本猶予期間」といいます。）に入り、現時点で本猶予期間は解除されておられません。

2020年株式交換の実施後、JTは、その目的であった事業ポートフォリオ再編の一環として、本A種優先株式の転換によって取得した当社の普通株式や、2020年株式交換の実施前よりJTが保有していた当社の新株予約権の売却処分を行いました。しかしながら、当社の株価の低迷等、市場環境によるところもあり、当社の普通株式あるいは本A種優先株式の売却処分は停滞し、投資収益及びキャッシュフロー獲得等、JTとして期待していた効果には遠い状況となっております。当社が本猶予期間に入ってから既に1年が経過する中で、JTとしても、その大きな資産である当社の有価証券が、2020年株式交換の本来の目的である手元流動性の確保と収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編、ひいてはJTの企業価値向上に資するものとなっていない状況を看過することはできず、どのようにして、JTグループとしてより一層企業価値向上に資するものとしていくかが課題となっております。

一方、当社は、2020年株式交換により業績改善という目的は達せられたものの、本猶予期間解消に向け、東京証券取引所が公表している18社（2021年12月1日現在）の中から主幹事証券会社の選定が必須となりますが、未だに証券会社の決定に至っておりません。

当社としては、2020年株式交換の実施前から証券会社への打診を開始すると同時に、不採算事業の売却、持株会社体制への移行、専門人材の採用・育成、外部専門家の活用などの経営基盤の強化に向けた取組みを積極的に進めておりました。

しかしながら、主幹事証券会社の選定においては厳しい状況（約7割に打診済）であり、この状況下では新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための手続きが進まないまま本猶予期間が満了する懸念が高まっております。

そのほか、当社の会計監査人においても2022年1月25日に「公認会計士等の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、今般の監査法人をめぐる環境が厳しい中、RSM清和監査法人内において、これまで以上に当社グループ監査の重要度が一層高まっており（特に韓国のJT親愛貯蓄銀行株式会社の当社グループ内に占める売上規模が拡大しており、グループ監査として監査手続をより一層追加して実施する必要性が高まっている）、主に当社の監査上必要な監査品質を維持するための高い専門性や監査工数の増大を踏まえると、現在の同法人のリソースでは適切な監査チームの編成が困難となる見込みであるとの理由から、2022年12月期の監査契約継続に消極的な姿勢が示されることとなり、以降、同法人と協議を継続してまいりました。

なお、当社は、RSM清和監査法人との協議と並行して、日本公認会計士協会への相談並びに大手監査法人を中心に複数の監査法人に監査引受けの打診を行い、現在も後任の会計監査人の交渉は続けて参りましたが、本総会にて、

当社とJTとの株式交換契約の承認がなされたことを受けて、当社はJTの完全子会社となり上場廃止となる結果、会計監査人を設置する必要がなくなる予定であり、会計監査人の選任が不要となります。

当社とRSM清和監査法人との間では、当社とJTとの株式交換契約の承認の結果が明確になったため、監査契約の取り扱いにつき協議を行う予定であります。

そうした状況の下、JTは、2021年8月に当社の主幹事証券会社の選定が厳しい状況であること、また、2021年10月には当社の会計監査人が監査契約更新に消極的な状況であることを、当社より知らされるところとなりました。JTとしても、当社の上場廃止の懸念が高まっており、JTが保有する当社の有価証券について、長い時間をかけて処分していけばよい状況ではなくなっていると認識するに至りました。

JTとしては、最悪の事態として仮に当社が上場廃止となったとしても、その場合には、本A種優先株式の発行要項に定める転換制限が失効し、保有する本A種優先株式の全量を普通株式に転換して当社を連結子会社化することが可能となります。しかし、JT以外の当社の普通株式の株主にとっては、その保有する当社の普通株式の流通性が失われることとなり、価値も著しく毀損することとなります。

JTは、両社が抱えるこうした課題を根本的に解消し、両社のステークホルダーの利益に資するものと考えて、本株式交換を2021年11月8日に当社へ提案いたしました。

当社は、本株式交換によりJTの完全子会社となることから上場廃止となりますが、本株式交換はJT以外の当社の株主に対して上場株式であるJTの株式が交付されるものであり、当社の株主の流通性を損なうものではないこと、また、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための手続きが進まない現状、加えて会計監査人との監査契約継続の協議状況を鑑みて、本株式交換を実施することが当社の株主の利益に資するものと考え、JTからの本株式交換の提案に応じることいたしました。

なお、当社と親和性の高い金融事業や投資事業等を営むJTの完全子会社となることで、主に国内投融資における連携が強化され、また、当社は持株会社体制を維持する必要がなくなり、当社が掲げる6つの事業領域の成長戦略に専念することが可能となります。さらに、当社が非上場会社となることで、持株会社としてJTと重複するコストを抑えつつ、上場廃止により削減される上場維持管理コストや人的リソースを効果的に再配分し、株価の短期的な動向にとらわれず、自由度の高い中長期的な視点での経営戦略を実現できる体制を構築することが可能となります。

企業結合日  
2022年4月1日（予定）

企業結合の法的形式  
JTを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換

結合後企業の名称  
結合後の企業の名称に変更はありません。

取得企業を決定するに至った主な論拠  
JTが、当該株式交換契約により当社の議決権の100%を取得し、完全子会社化することによるものです。

## (2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全子会社)	Jトラスト株式会社 (株式交換完全親会社)
本株式交換比率		
Nexus Bank普通株式	0.20	1
Nexus Bank A種優先株式	20	1
本株式交換により交付される株式数	Jトラスト普通株式：10,867,860株	

## (3) 本株式交換に係る割当内容の根拠

両社は、株式交換比率の算定に際して、公正性・妥当性を確保するため、各々から独立した第三者算定機関を選定し、JTは、株式会社赤坂国際会計、当社は、南青山FAS株式会社に算定を依頼いたしました。

両社は、各々が選定した第三者算定機関から提出を受けた株式価値の算定結果を参考に、慎重に協議を重ねた結果、当社の普通株式1株に対して、JTの普通株式0.20株を割当てることと決定いたしました。



## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
Nexus Card 株式会社	第一回無担保 私募債	2019年 3月25日	300	300	0.28	無担保 社債	2024年 3月25日
"	第二回無担保 私募債	2020年 9月25日	300	300	0.30	無担保 社債	2025年 9月25日
合計			600	600			

(注) 1. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	300	300	-

## 【借入金等明細表】

区 分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200	200	1.725	
1年以内に返済予定の長期借入金	727	233	1.717	
1年以内に返済予定のリース債務	226	326	5.633	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	337	243	1.953	2023年1月14日～ 2027年7月14日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	1,096	929	5.802	2023年1月31日～ 2026年3月31日
合 計	2,587	1,933		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区 分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	109	67	27	26
リース債務	300	269	285	73

## 【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	5,409	10,913	16,274	22,075
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	1,474	3,359	4,196	5,252
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	998	2,495	3,023	3,686
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	6.16	15.40	18.66	22.76

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	6.16	9.24	3.26	4.09

決算日後の状況

特記事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	372	2,573
売掛金	3 0	3 2
営業投資有価証券	0	-
原材料及び貯蔵品	0	0
立替金	3 1	3 1
前払費用	11	34
預け金	1	1
関係会社短期貸付金	30	-
その他	3 31	3 183
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	447	2,794
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 187	1 193
工具、器具及び備品	20	18
土地	1 442	1 442
有形固定資産合計	650	654
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	19	18
関係会社株式	22,594	21,754
差入保証金	111	93
破産更生債権等	164	164
その他	0	9
貸倒引当金	164	164
投資その他の資産合計	22,726	21,875
固定資産合計	23,376	22,530
資産合計	23,824	25,324

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)		当事業年度 (2021年12月31日)	
<b>負債の部</b>				
流動負債				
1年内返済予定の長期借入金	1	26	1	26
未払金	3	101	3	17
未払費用		14		16
前受金		4		4
預り金	3	11	3	12
未払法人税等		1		-
流動負債合計		158		75
固定負債				
長期借入金	1	144	1	118
長期預り保証金		30		30
繰延税金負債		0		0
固定負債合計		175		149
負債合計		333		224
純資産の部				
株主資本				
資本金		50		414
資本剰余金				
資本準備金		22,718		364
その他資本剰余金		1,223		23,380
資本剰余金合計		23,941		23,745
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		560		886
利益剰余金合計		560		886
株主資本合計		23,430		25,047
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		0		0
評価・換算差額等合計		0		0
新株予約権		59		52
純資産合計		23,490		25,099
負債純資産合計		23,824		25,324

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	2 111	2 1,003
営業費用	15	4
営業総利益	95	998
販売費及び一般管理費	1, 2 357	1, 2 584
営業利益又は営業損失( )	261	414
営業外収益		
受取利息	2 9	2 0
受取手数料	2 1	2 40
貸倒引当金戻入額	2	0
匿名組合投資利益	0	-
その他	2	0
営業外収益合計	16	41
営業外費用		
支払利息	3	3
その他	2 0	2 0
営業外費用合計	4	3
経常利益又は経常損失( )	250	451
特別利益		
関係会社株式売却益	-	699
受取和解金	11	-
特別利益合計	11	699
特別損失		
訴訟関連費用	1	-
関係会社株式評価損	318	-
関係会社株式売却損	-	263
特別損失合計	320	263
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	559	887
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
当期純利益又は当期純損失( )	560	886

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,105	1,118	-	1,118	832	832	2,391
当期変動額							
新株の発行	0	0		0			0
資本金から剰余金への 振替	2,055		2,055	2,055			-
欠損填補			832	832	832	832	-
準備金から剰余金への 振替							-
当期純損失( )					560	560	560
株式交換による増加		21,600		21,600			21,600
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,055	21,600	1,223	22,823	271	271	21,039
当期末残高	50	22,718	1,223	23,941	560	560	23,430

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	0	0	58	2,450
当期変動額				
新株の発行				0
資本金から剰余金への 振替				-
欠損填補				-
準備金から剰余金への 振替				-
当期純損失( )				560
株式交換による増加				21,600
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	1	0
当期変動額合計	0	0	1	21,040
当期末残高	0	0	59	23,490

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	50	22,718	1,223	23,941	560	560	23,430
当期変動額							
新株の発行	364	364		364			729
資本金から剰余金への 振替							-
欠損填補			560	560	560	560	-
準備金から剰余金への 振替		22,718	22,718				-
当期純利益					886	886	886
株式交換による増加							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	364	22,353	22,157	196	1,447	1,447	1,616
当期末残高	414	364	23,380	23,745	886	886	25,047

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	0	0	59	23,490
当期変動額				
新株の発行				729
資本金から剰余金への 振替				-
欠損填補				-
準備金から剰余金への 振替				-
当期純利益				886
株式交換による増加				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	7	7
当期変動額合計	0	0	7	1,609
当期末残高	0	0	52	25,099

【注記事項】

(重要な会計方針)

重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券(営業投資有価証券も含む)

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

・商品及び製品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。但し、建物については、定額法によっております。

無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

・販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年)に基づく均等配分とのいずれか大きい額によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。



## (表示方法の変更)

## 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、重要性が増したことから、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3百万円は、「受取手数料」1百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
建物及び構築物	135百万円	130百万円
土地	442	442
計	578百万円	573百万円

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	26百万円	26百万円
長期借入金	144	118
計	171百万円	144百万円

## 2 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
Nexus Card株式会社	918百万円	1,132百万円

## 3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	6百万円	3百万円
短期金銭債務	10百万円	8百万円

## (損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3.8%、当事業年度0.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96.2%、当事業年度99.1%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料手当	77百万円	101百万円
役員報酬	62	84
支払報酬	46	142
地代家賃	24	81

- 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益	52百万円	942百万円
販売費及び一般管理費	5	10
営業取引以外の取引高	10	29

## (有価証券関係)

子会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は22,594百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は21,754百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
(繰延税金資産)		
投資有価証券評価損	38百万円	35百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	56 "	51 "
子会社株式評価損	278 "	- "
繰越欠損金	377 "	573 "
その他	3 "	3 "
繰延税金資産小計	755百万円	663百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	377 "	573 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	377 "	89 "
評価性引当額	755 "	663 "
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
(繰延税金負債)		
有価証券評価差額金	0百万円	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円	0百万円
繰延税金負債の純額	0百万円	0百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率		30.62 %
(調整)		
住民税均等割		0.14 %
受取配当金の益金不算入額	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	31.41 %
評価性引当金の増減額		10.31 %
繰越欠損金期限切れ		2.79 %
税率変更による影響		7.22 %
その他		1.08 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		0.14 %

(企業結合等関係)

1.売却による企業分離

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価格	減価償却 累計額
有形固定資産	建物及び構築物	187	13	-	7	193	22
	工具器具備品	20	8	0	9	18	12
	土地	442	-	-	-	442	-
	有形固定資産計	650	21	0	16	654	34
無形固定資産	ソフトウェア	0	0	-	0	0	-
	無形固定資産計	0	0	-	0	0	-

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	167	0	0	166

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	普通株式100株、A種優先株式1株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL(当社ホームページ) <a href="https://www.nbank.co.jp/">https://www.nbank.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第25期)	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月29日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第25期)	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月29日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号2の規定に基づくもの		2021年3月30日 関東財務局長に提出。
(4) 四半期報告書 及び確認書	(第26期 第1四半期)	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日	2021年5月14日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第4号の規定に基づくもの		2021年5月27日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第3号、第4号及び第9号の規定に基づ くもの		2021年6月25日 関東財務局長に提出。
(7) 四半期報告書 及び確認書	(第26期 第2四半期)	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	2021年8月13日 関東財務局長に提出。
(8) 四半期報告書 及び確認書	(第26期 第3四半期)	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2021年11月11日 関東財務局長に提出。
(9) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第4号の規定に基づくもの		2021年11月12日 関東財務局長に提出。
(10) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第3号及び第6号の2の規定に基づくもの		2022年1月14日 関東財務局長に提出。
(11) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号2の規定に基づくもの		2022年3月15日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月28日

Nexus Bank株式会社  
取締役会 御中

### RSM清和監査法人 神戸事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 剛

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 潔弘

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNexus Bank株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Nexus Bank株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結している。当該株式交換契約は2022年3月15日開催の定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社（JT親愛貯蓄銀行株式会社）における貸倒引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>Nexus Bank株式会社の当連結会計年度末（2021年12月末）における営業貸付金の残高は、213,083百万円と連結総資産261,283百万円の82%を占めており、また、当該債権に対して、10,197百万円の貸倒引当金を計上している。</p> <p>この営業貸付金及び貸倒引当金の大部分は、連結子会社であるJT親愛貯蓄銀行株式会社（以下、「JT親愛貯蓄銀行」という。）に係る残高であり、JT親愛貯蓄銀行は、営業貸付金212,857百万円、貸倒引当金10,157百万円を計上している。JT親愛貯蓄銀行は営業貸付金に対して貸出先の状況、担保の価値の状況に基づいて、一定の仮定のもとで貸倒引当金を見積計上しているが、経済情勢の悪化や個別貸出先の状況の悪化等により追加的な与信費用が発生する可能性がある。</p> <p>JT親愛貯蓄銀行の貸倒引当金は、【注記事項】重要な会計上の見積り（1）貸倒引当金に記載のとおり、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」を適用し、全ての営業貸付金に対してその信用リスクに応じて引当額が計上される。</p> <p>当監査法人は、貸倒引当金の計上根拠となる各構成要素の算定にあたっては、経営者の重要な判断と見積りを伴うことから、見積りの不確実性及び連結財務諸表への影響度を勘案し、JT親愛貯蓄銀行の貸倒引当金の評価を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、JT親愛貯蓄銀行における貸倒引当金を検討するに当たり、構成単位の監査人を関与させ、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸倒引当金の計算、承認及び計上に係るプロセスの内部統制の有効性を評価した。これには、貸付金の区分を評価する情報や、貸倒引当金の計算に用いられるPD (Probability of Default:基準日時点の残高のうち一定期間にデフォルト状態に陥る残高の割合)及びLGD (Loss Given Default:デフォルト時の残高のうち最終的な損失額の割合)を管理する情報システムに関するIT全般統制及びIT業務処理統制が含まれる。</li> <li>・貸付金の区分とPD及びLGDに基づく貸倒引当金の計算が正確であること、及び計算結果が会計帳簿に適切に反映されていることを確認した。</li> <li>・サンプルベースで貸付口座を抽出して、その返済状況及び債務のリスケジュールの状況から社内ルールに基づいた貸付金の区分が行われているかを確認した。</li> <li>・社内基準で定めた以上の与信残高を有する大口債務者について、個別の貸倒見積額の妥当性を検討した。具体的には以下のとおりである。</li> </ul> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにより回収可能額を見積っている場合には、将来キャッシュ・フローの見積りが債務者の財務情報を基礎として適切に行われているかを検討した。</p> <p>担保資産の処分価値により回収可能額を見積っている場合には、担保価値の評価が妥当であるかを不動産の取引相場と比較することで確認した。</p> <p>当監査法人は、構成単位の監査人が実施した作業から連結財務諸表についての意見表明の基礎を得るために十分かつ適切な監査証拠が入手されたか、及び当監査法人による追加の監査手続が必要かを、構成単位の監査人への質問、構成単位の監査人への監査指示書の回答の査閲を実施することにより検討した。</p>

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場

合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Nexus Bank株式会社の2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、Nexus Bank株式会社が2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月28日

Nexus Bank株式会社  
取締役会 御中

### RSM清和監査法人 神戸事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 剛

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 潔弘

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNexus Bank株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Nexus Bank株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年1月12日開催の取締役会において、Jトラスト株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約を締結している。当該株式交換契約は2022年3月15日開催の定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。